

写

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

令和5年10月

佐賀県人事委員会



人 委 第 881 号  
令和 5 年 10 月 19 日

佐賀県議会議長 大 場 芳 博 様

佐 賀 県 知 事 山 口 祥 義 様

佐賀県人事委員会

委員長 坂 本 洋 介

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。



# 目 次

別紙第1 報告	1
第1 給与について	1
1 職員の給与等	1
2 民間の給与等の状況	3
3 民間給与との比較	4
4 国家公務員との給与水準の比較	5
5 人事院の報告及び勧告	6
6 職員の給与の改定方針	6
7 今後の給与制度について	7
8 給与勧告実施の要請	8
第2 公務運営について	9
1 人材の確保・育成	9
2 勤務環境の整備	14
3 服務規律の確保	19
(参考)	
1 人事院の報告及び勧告の概要	20
2 令和4年地方公務員給与実態調査結果の概要	23
別紙第2 勧告	25



## 別紙第1

# 報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与、県内民間事業所の従業員の給与、国及び他の地方公共団体の職員の給与並びに生計費等職員の給与を決定する諸条件並びに職員の勤務条件等について調査、研究を行ってきたので、その概要を次のとおり報告する。

## 第1 給与について

### 1 職員の給与等

本委員会は、職員の本年4月1日における給与状況等について全数調査を行った。詳細は、職員の給与等に関する報告資料の「1 職員給与関係」に掲載しているが、概要は次のとおりである。

#### (1) 職員数・職員構成等

本年4月1日に在職する職員（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員、任期付職員、任期付研究員、臨時的任用職員、会計年度任用職員及び育児休業等で給与の全額又は一部が支給されない職員を除く。以下第1の1・2・3及び第2の1(1)(2)において同じ。）は、12,531人（昨年12,434人）で97人増加している。

また、平均年齢は41.6歳（昨年42.0歳）で0.4歳低下し、男女別構成は男性57.1%（同57.9%）、女性42.9%（同42.1%）で女性の割合が増加し、学歴別構成は大学卒83.8%（同83.5%）、短大卒4.4%（同4.5%）、高校卒11.8%（同11.9%）で大卒は増加し、短大卒及び高卒は減少している。

職員は、それぞれその従事する職務の種類に応じ、行政職、研究職、医療職(一)、医療職(二)、高等学校等教育職、中学校・小学校教育職及び公安職の7種類の給料表のいずれかの適用を受けているが、このうち、民間の給与との比較を行っている行政職給料表の適用を受ける職員の状況は、次表のとおりである（報告資料第1表・第2表参照）。

行政職給料表適用職員の状況

項目		年月	
		令和5年4月	(参考) 令和4年4月
職員数		3,641人	3,563人
平均年齢		41.3歳	41.5歳
平均経験年数		19.0年	19.2年
学歴別 構成比	大学卒	76.6 %	76.1 %
	短大卒	2.9 %	2.8 %
	高校卒	20.5 %	21.0 %
男女別 構成比	男性	64.8 %	65.9 %
	女性	35.2 %	34.1 %

(注) 学歴は、給与決定上の基準学歴区分による。

(2) 給与

職員の平均給与月額、給料月額335,973円、給料の調整額1,577円、教職調整額6,744円、扶養手当9,005円、地域手当199円、住居手当6,405円、管理職手当5,392円、左記以外の手当4,564円、計369,859円（昨年372,091円）となっており、昨年より2,232円減少している。

このうち、民間の給与との比較を行っている行政職給料表の適用を受ける職員の状況は、次表のとおりである（報告資料第3表・第4表参照）。

なお、人材の確保に与える影響が大きい初任給については、行政職の場合、採用試験の区分ごとに、大学卒業程度が185,900円、短期大学卒業程度が167,500円、高等学校卒業程度が154,700円となっている。

行政職給料表適用職員の状況

項目	年月	
	令和5年4月	(参考) 令和4年4月
給料月額	319,009 円	320,109 円
給料の調整額	674 円	699 円
扶養手当	8,867 円	9,255 円
地域手当	462 円	504 円
住居手当	7,066 円	6,787 円
管理職手当	7,699 円	7,817 円
上記以外の手当	1,157 円	1,240 円
計	344,934 円	346,411 円



## 2 民間の給与等の状況

### (1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間の給与との比較を行うため、企業規模 50 人以上かつ事業所規模 50 人以上の県内民間事業所 389 事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した 148 事業所を対象に、人事院と共同で「令和 5 年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務と類似すると認められる職務に従事する者 4,845 人（昨年 4,749 人）について、本年 4 月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、民間企業における給与改定の状況等を調査した。

また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給与の状況等を把握するため、昨年 8 月から本年 7 月までの直近 1 年間の支給実績について調査した。

なお、職種別民間給与実態調査の調査完了率は、調査に対する民間事業所の理解、協力をいただき、88.5%（131事業所）と高いものとなっている。

詳細は、職員の給与等に関する報告資料の「2 民間給与関係」に掲載しているが、概要は次のとおりである（報告資料第16表～第23表参照）。

#### ア 初任給の状況

新規学卒者（事務員・技術者）の採用を行った事業所は、大学卒で 20.9%（昨年 21.3%）、高校卒で 29.8%（同 27.5%）となっている。そのうち初任給について、増額した事業所の割合は、大学卒で 57.1%（同 32.0%）、高校卒で 80.3%（同 56.4%）、据え置いた事業所の割合は、大学卒で 42.9%（同 68.0%）、高校卒で 19.7%（同 43.6%）となっており、初任給を減額した事業所はなかった。

なお、新規学卒者（事務員・技術者）の初任給の平均額は、大学卒で 202,060 円（昨年 204,698 円）、高校卒で 166,357 円（同 162,558 円）となっている。

#### イ 給与改定の状況

民間事業所においては次表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は 56.9%で昨年（34.0%）と比べて大きく増加し、ベースアップを中止した事業所の割合は 2.8%で昨年（15.4%）と比べて大きく減少している。なお、ベースダウンを実施した事業所はなかった。

民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目			
	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン実施	ベース改定の慣行なし
係員	56.9 (34.0)	2.8 (15.4)	— (2.3)	40.4 (48.3)
課長級	52.3 (27.3)	6.6 (17.9)	— (2.2)	41.2 (52.6)

(注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。  
 2 ( ) 内は令和4年調査での数値である。

また、次表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は93.2%と昨年（85.0%）に比べて増加しており、昇給額については、昨年に比べて増額した事業所の割合は39.6%（昨年22.5%）、減額した事業所の割合は3.5%（同5.9%）となっている。

民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給制度あり	定期昇給実施			定期昇給中止	定期昇給制度なし	
			増額	減額	変化なし			
係員		94.0 (85.8)	93.2 (85.0)	39.6 (22.5)	3.5 (5.9)	50.0 (56.6)	0.8 (0.8)	6.0 (14.2)
課長級		88.5 (78.0)	87.7 (77.2)	32.3 (18.6)	4.4 (5.9)	50.9 (52.7)	0.8 (0.8)	11.5 (22.0)

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。  
 2 定期昇給実施の内訳である「増額」「減額」「変化なし」とは、昨年実績に比べての変化を示すものである。  
 3 ( ) 内は令和4年調査での数値である。

(2) その他の状況

消費者物価指数等の各種労働経済指標については報告資料第24表のとおりであり、標準生計費については報告資料第25表のとおりである。

### 3 民間給与との比較

(1) 月例給

本年の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する職種（事務・技術関係）の職務に従事する者について、単純な給与の平均値によるのではなく、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢の条件を同じくすると認められる者同士の本年4月分の諸手当を含む給与額を対比させるラスパイレース方式により、精密に比較を行った。

その結果、次表に示すとおり、職員の給与が民間給与を1人当たり平均 3,745 円

(1.08%) 下回っていた。

#### 民間事業者と職員（行政職）との給与比較

民間給与(A)	職員給与(B)	較差 (A)-(B) (円) $\left[ \frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$ (%)
348,946 円	345,201 円	3,745 円 (1.08%)

(注) 本年度の新規採用者及び教育職員から転任した指導主事等は除外した。  
職員給与(B)の内訳等は、報告資料第5表参照。

#### (2) 特別給

昨年8月から本年7月までの直近1年間において、民間事業所で支給された賞与等の特別給は、次表に示すとおり、所定内給与月額の4.50月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数(4.40月)が民間事業所の特別給の支給割合を0.10月分下回っていた。

#### 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与	下半期 (A1)	328,646 円
	上半期 (A2)	333,870 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	771,575 円
	上半期 (B2)	717,662 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.35 月分
	上半期 (B2/A2)	2.15 月分
	年間計	4.50 月分

(注) 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは令和5年2月から令和5年7月までの期間をいう。

## 4 国家公務員との給与水準の比較

総務省の令和4年地方公務員給与実態調査(令和4年4月1日現在)によると、国家公務員(行政職俸給表(一)の適用を受ける職員)の平均俸給月額を100とし、これに相当する職員の構成を国の学歴別、経験年数別職員構成と同一であるものとして算出した指数(ラスパイレス指数)は、99.9(全国21位、九州2位)となっており、令和3年の99.9から変更はなかった(各都道府県のラスパイレス指数の状況は、(参考)2のとおり。)

## 5 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、公務員人事管理に関する報告、国家公務員の勤務時間に関する勧告並びに国家公務員の給与に関する報告及び勧告を行った。

月例給については、国家公務員給与が民間給与を平均3,869円(0.96%)下回っていたことから、高卒初任給を12,000円、大卒初任給を11,000円引上げ、若年層に重点を置いた俸給表の引上げを勧告した。

特別給については、国家公務員の支給月数(4.40月)が、民間の直近1年間(昨年8月～本年7月)の支給割合(4.49月)を下回っていたことから、支給月数を4.50月に引き上げ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分する勧告を行った。

また、公務員人事管理に関する報告では、多様で有為な人材の確保、職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上、多様なワークスタイル・ライフスタイルの実現等に向けた具体的な取組について意見を述べており、そのうちフレックスタイム制を活用した「勤務時間を割り振らない日」の適用を一般の職員まで拡大することや、在宅勤務等手当の創設について勧告した。

なお、人事院の報告及び勧告の概要は、(参考)1のとおりである。

## 6 職員の給与の改定方針

本委員会は、職員の給与を決定する諸条件について調査研究を行った結果、職員の給与について次のような措置が必要であると考えます。

### (1) 月例給

前記3(1)のとおり、本年4月時点で、職員給与が民間給与を3,745円(1.08%)下回っていることから、民間給与との較差を解消するため、基本的な給与である給料の引上げ改定を行う。

また、この改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する。

### (行政職給料表)

民間給与との比較を行っている行政職給料表については、職員の初任給が民間の初任給を下回っていることや人材確保の観点等を踏まえ、大卒程度試験に係る初任給について11,000円(5.9%)、高卒程度試験に係る初任給について12,000円(7.8%)、それぞれ引き上げ、初任給以外の号給については、若年層に重点を置き、初任給から改定率をなだらかに逡減させる形で公民較差の範囲内で引上げ改定を行う。

その結果、1級、2級、3級及び4級の平均改定率はそれぞれ5.5%、3.5%、1.6%、

0.4%となり、5級から7級は0.3%、8級以上は0.2%となる。

#### (行政職給料表以外の給料表)

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に引上げ改定を行う。なお、医療職給料表(一)については、国の俸給表に準じて改定を行う。

### (2) 特別給

前記3(2)のとおり、職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数(4.40月)が、民間の直近1年間(昨年8月～本年7月)の特別給の支給割合(4.50月)を下回っていたことから、支給月数を0.10月分引き上げ、年間4.50月分とする。

支給月数の引上げ分は、人事院勧告の内容を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分する。

なお、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引上げ、令和6年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう定める。

また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げる。

### (3) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当は、医療職給料表(一)の改定と合わせて国に準じて支給額の改定を行ってきており、今回も同様の考え方で所要の改定を行う。

なお、実施時期についても給料表の改定に合わせ本年4月に遡及する。

## 7 今後の給与制度について

### (1) 会計年度任用職員の勤勉手当について

地方自治法が改正され、令和6年4月1日から会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったことから、改正法の趣旨を踏まえ、勤勉手当の支給について検討を進めていく必要がある。

### (2) 今後の給与制度について

人事院は、公務員人事管理に関する報告の中で、給与制度のアップデートについて令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を示した。

俸給表については、新卒初任給の引上げや俸給体系をより職責重視に見直すことなどが検討され、また、諸手当については、地域手当の大きくくり化、扶養手当の見直し、定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大など、様々な見直しが検討されている。

る。

本県の給与制度（給料表の構造や諸手当の種類・内容等）は、国に準じることを基本としているため、今後の人事院の検討状況を注視するとともに、他都道府県の動向を踏まえ、本県の実情に照らして検討を行っていく。

## 8 給与勧告実施の要請

地方公務員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務するという特殊性を有することから、労働基本権が制約されており、人事委員会の勧告制度は、その代償措置の一つとして、これまで重要な役割を担ってきたところである。

近年、災害対応や防疫対策といった予測しがたい事態への対応など行政需要が増大し、複雑化する中、効率的で質の高い行政サービスを提供するため、個々の職員は高い士気と責任感を持って困難な職務に立ち向かうことが強く求められている。

こうした職員に対して適正な給与を支給することは、職員の努力や実績に報いるとともに、組織活力の向上等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

本委員会では、職員の給与決定の考え方として、給与制度（給料表の構造や手当の種類・内容等）は、公務としての近似性・類似性を重視して国家公務員及び他の都道府県の給与制度との均衡を基本とし、給与水準は、国家公務員及び他の都道府県の状況、生計費等を考慮しつつ、地域における人材の確保や県民の理解という観点から、地域の民間の給与の水準との均衡を図ることを基本としている。

本年の勧告は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内民間事業所の状況等を踏まえ、月例給、特別給ともに引上げを行うことが必要と判断した。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度の意義や役割に御理解をいただき、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

## 第2 公務運営について

### 1 人材の確保・育成

#### (1) 人材の確保・育成

本委員会では、任命権者が求める人物像に合った多彩で優秀な人材を確保するため、採用試験制度の多様化等に取り組んできた。

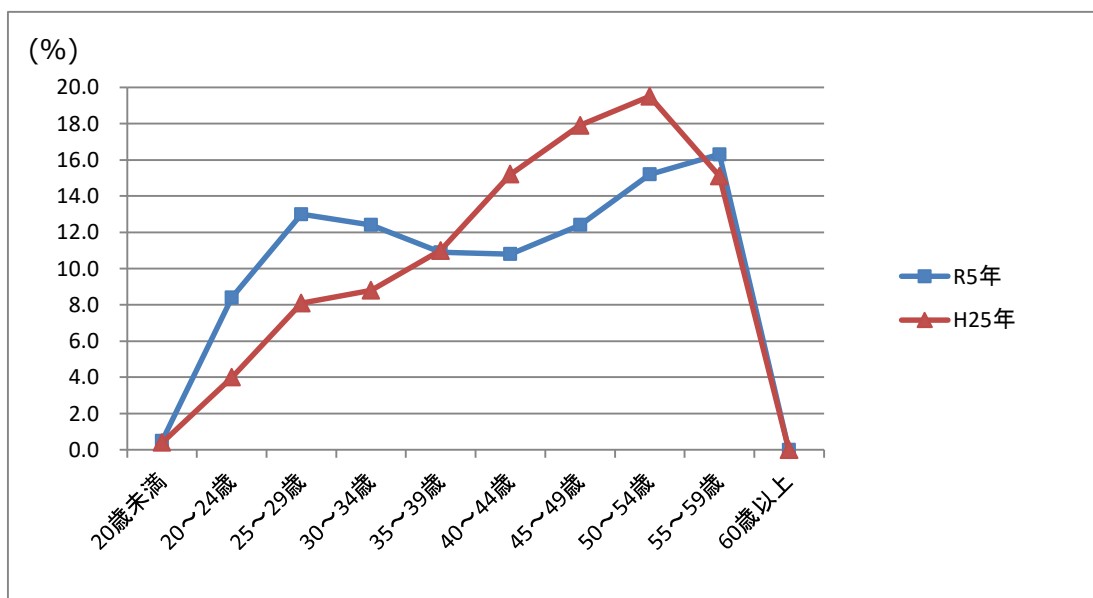
現在、本県においては、50歳以上の職員が全体の32%を占め、当分の間、多くの職員が定年を迎えることとなることから、新たな職員の確保が不可欠である。また、若年層人口の減少や、民間企業における採用活動の活発化、国や他の地方公共団体との競合などを考えると、職員の採用を取り巻く環境はますます厳しくなっていくことが予想される。

そのため、試験制度の更なる多様化など、人材の確保に必要な取組を推進していく必要がある。特に、技術系職種の受験倍率は、依然として低倍率で推移している。これは、受験者数の減少が大きな要因であることから、今年度から特別枠試験に土木と農政の試験区分を追加した。また、こうした取組に加え、技術系職種を希望する学生等に本県の取組や職務の魅力を効果的に発信していく必要がある。

これまで、任命権者が行うインターンシップ制度のほか、本委員会では、任命権者と連携しながら、職員採用サイトの作成、事務系・技術系職員別のセミナーの開催や大学訪問、民間主催の各種就職セミナー等を活用した情報発信など、募集・広報活動に取り組んできた。

本県への受験意欲がより高まるよう、引き続き、職員採用サイトの充実など様々な工夫を重ねながら、任命権者と連携し、募集・広報活動に積極的に取り組んでいく。

図表1 年齢別職員構成（各年4月1日現在）  
構成比

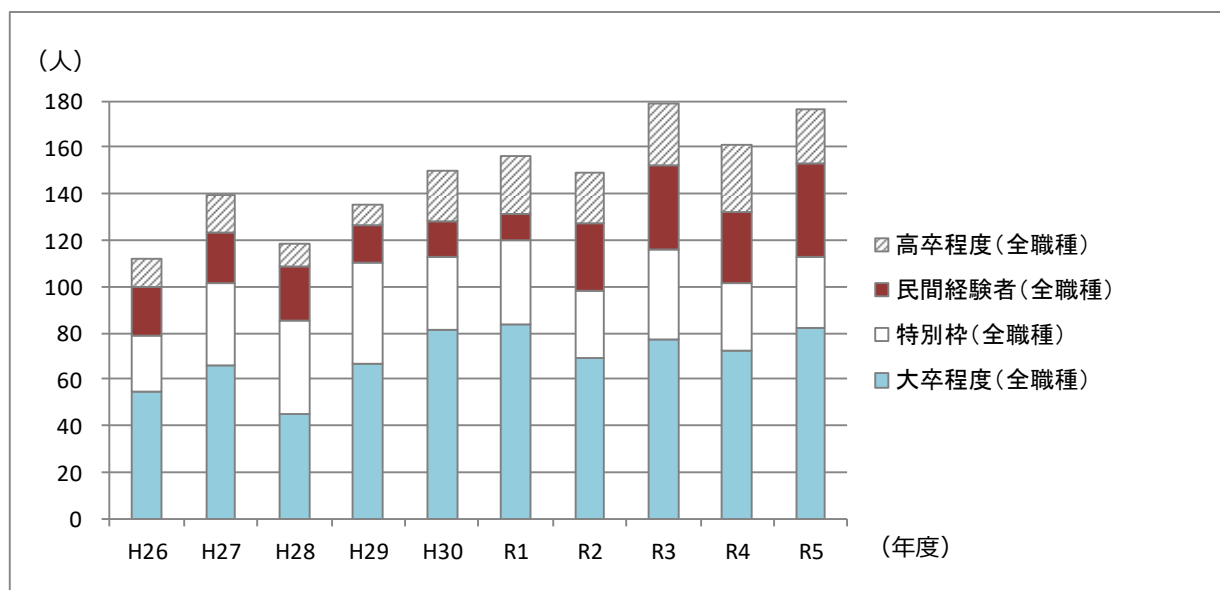


## 職員数

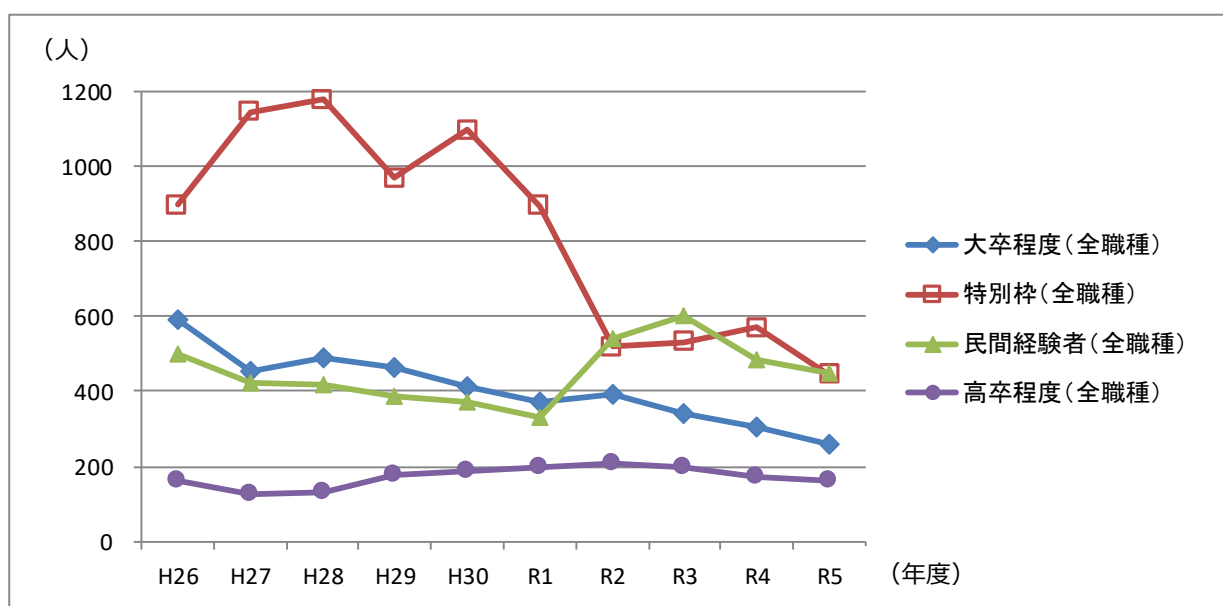
(単位：人)

区分	20歳未満	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳以上	計
平成25年	51	502	1,005	1,093	1,363	1,893	2,223	2,428	1,871	1	12,430
令和5年	65	1,049	1,632	1,559	1,365	1,350	1,559	1,904	2,047	1	12,531

図表2 試験別採用者数の推移（各年4月1日採用分）

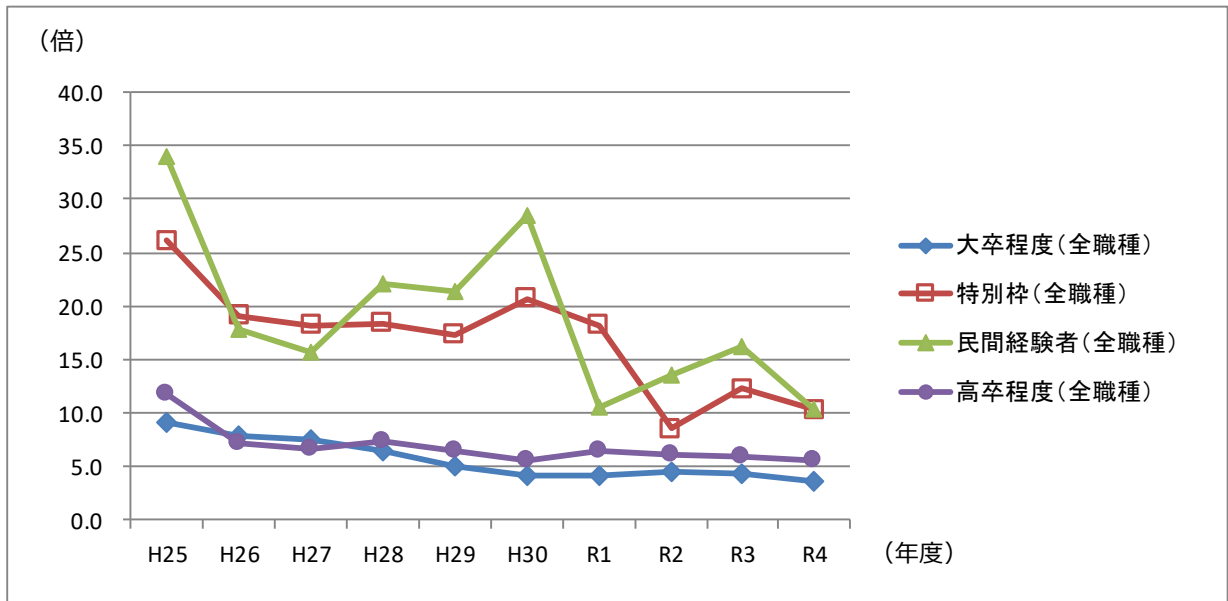


図表3 試験別受験者数の推移

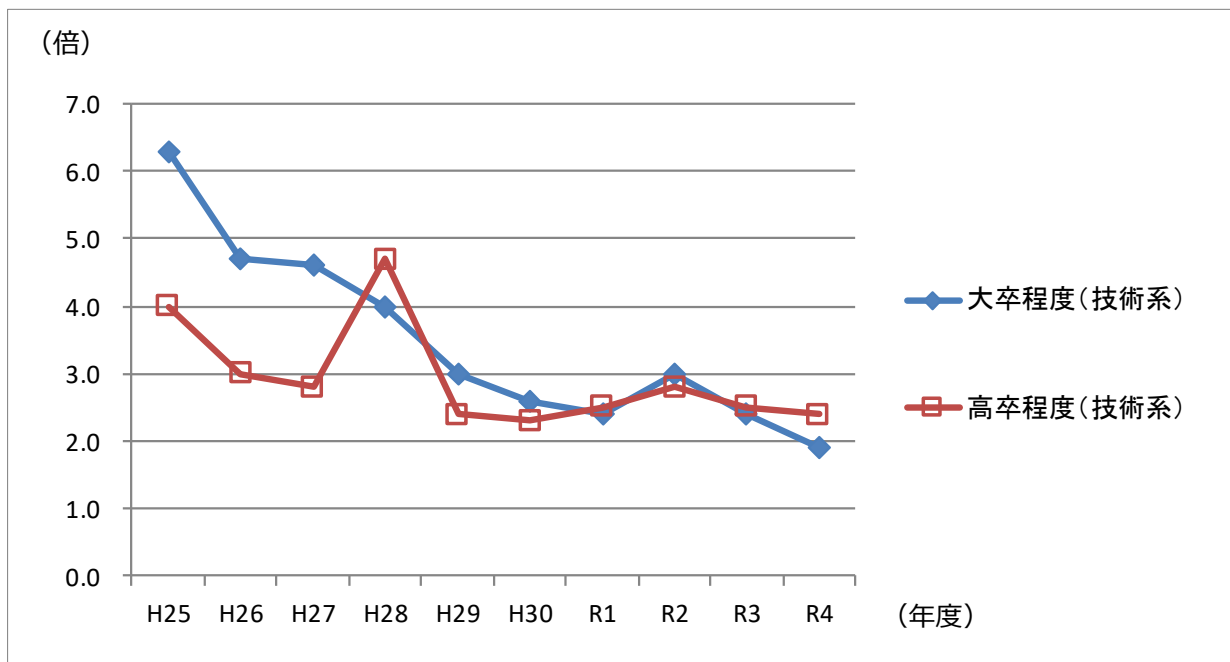




図表4 試験別受験倍率の推移



図表5 技術系職種の受験倍率の推移



(注) 技術系職種とは、心理、土木、建築、化学、農政、林業、水産、保健師などをいう。

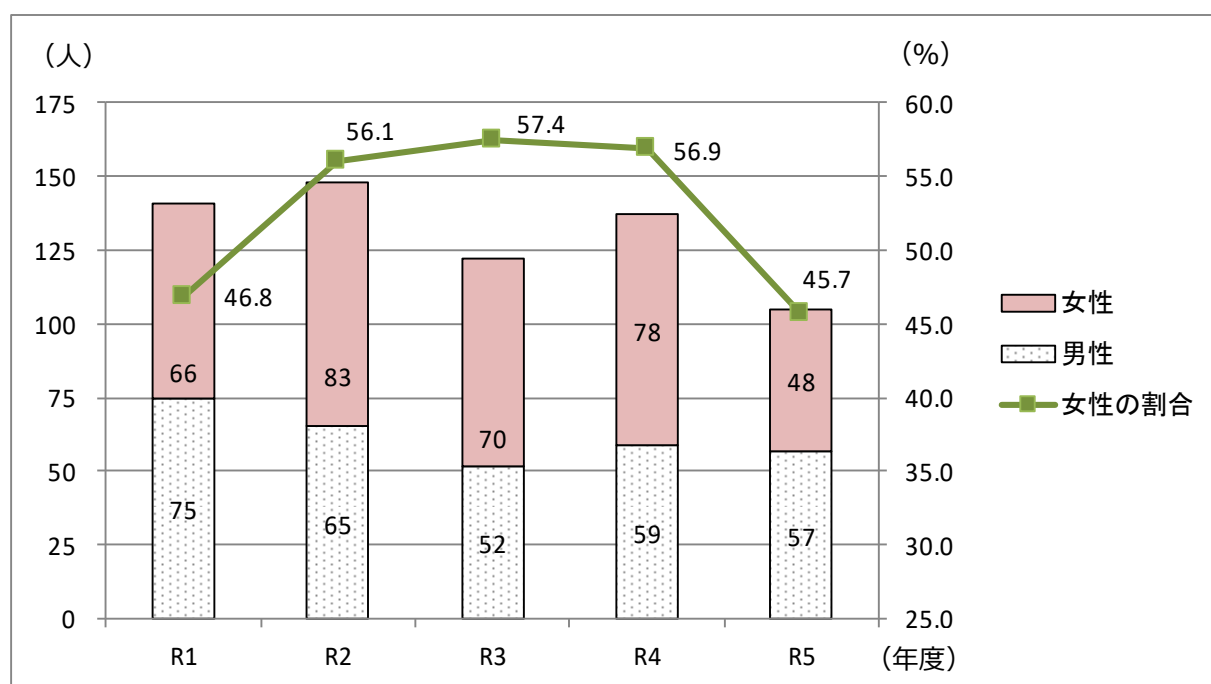
また、限られた経営資源（人員・財源）の中で、社会経済情勢の変化や多様化する県民ニーズ、複雑化・高度化する行政課題や危機事象等に、組織として適切に対応し、より水準の高い行政サービスを提供していくためには、人材の育成も重要である。

このため、任命権者においては、人材育成の方針等に基づき、求められる人材を効果的に育成していくための諸施策を実施する必要がある。具体的には、これまでも取り組んできたキャリア開発や、各職位に求められる姿勢や能力を適切な時期に習得させるための研修（能力育成期の研修や各階層の政策形成やマネジメント等に必要研修）の更なる推進とともに、職場研修（OJT）の充実・強化や人事評価の適切な運用などを図りながら、引き続き、長期的な視点で人材の育成に努めることが求められている。

## (2) 女性職員の登用

近年、本県の大学卒業程度試験及び特別枠試験の最終合格者に占める女性の割合は、5割前後で推移しており、本年4月における職員に占める女性職員の割合は42.9%となっている（報告資料第2表参照）。

図表6 大学卒業程度試験及び特別枠試験の最終合格者に占める女性の割合の推移



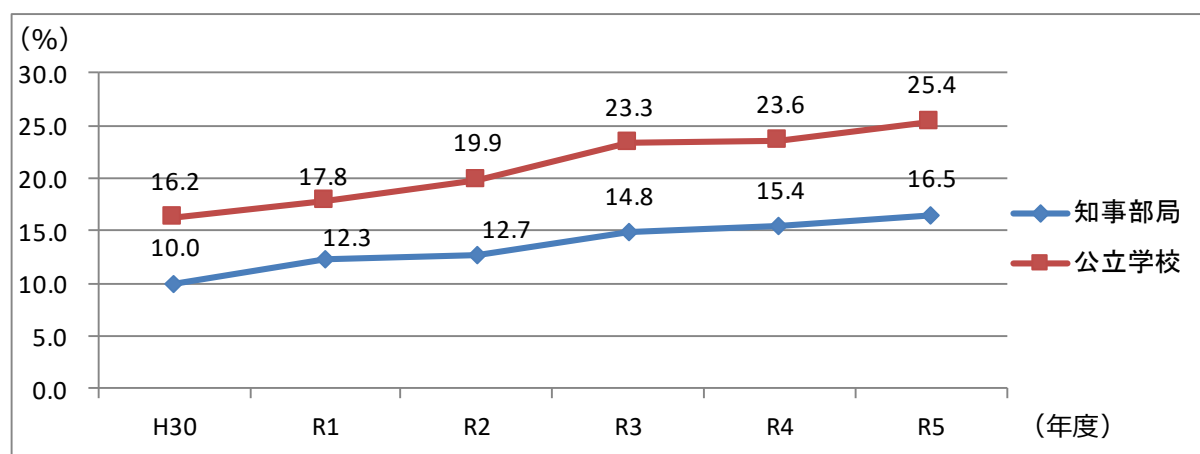
また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき策定された「佐賀県特定事業主行動計画」及び「佐賀県公立学校特定事業主行動計画」において、管理職に占める女性職員の割合に係る数値目標はこれまで段階的に引

き上げられ、現計画では、令和7年度までに知事部局は16%以上、教育委員会（公立学校）は25%以上と設定されている。

任命権者においては、現在、女性職員向けのキャリア形成やリーダー育成のための研修会の開催、管理職研修における多様な職員のキャリア形成支援のスキル等の習得などに取り組んでおり、本年4月現在の管理職に占める女性職員の割合（速報値）は、知事部局は16.5%、教育委員会（公立学校）は25.4%と、それぞれ前倒しで目標が達成されている。

今後も引き続き、性別にかかわらず職員の能力が十分に発揮されるよう、キャリア形成の支援や働きやすい職場環境の充実・強化に努めながら、計画的な女性職員の登用を進めていく必要がある。

図表7 管理職に占める女性職員の割合の推移



### (3) 定年の引上げ

本年4月から職員の定年が段階的に65歳まで引き上げられ、役職定年制が導入される中、任命権者においては、高齢期職員（60歳以上の職員）が、これまで培った豊富な知識や経験を十分に発揮できるよう、その役割を明確化し、期待される役割を本人が理解して、モチベーションを維持しながら勤務できる環境を整備していく必要がある。

### (4) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価については、職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成にも活用していく必要がある。

このため、人事評価制度の客観性、公平性、透明性及び信頼性を確保し、職員の納得感を高めていくことが極めて重要であり、任命権者においては、今後も、継続的な検証を行い、その実情に応じて随時見直し、改善を図っていくことが求められる。

## 2 勤務環境の整備

### (1) 長時間勤務の縮減及び年次休暇の取得促進

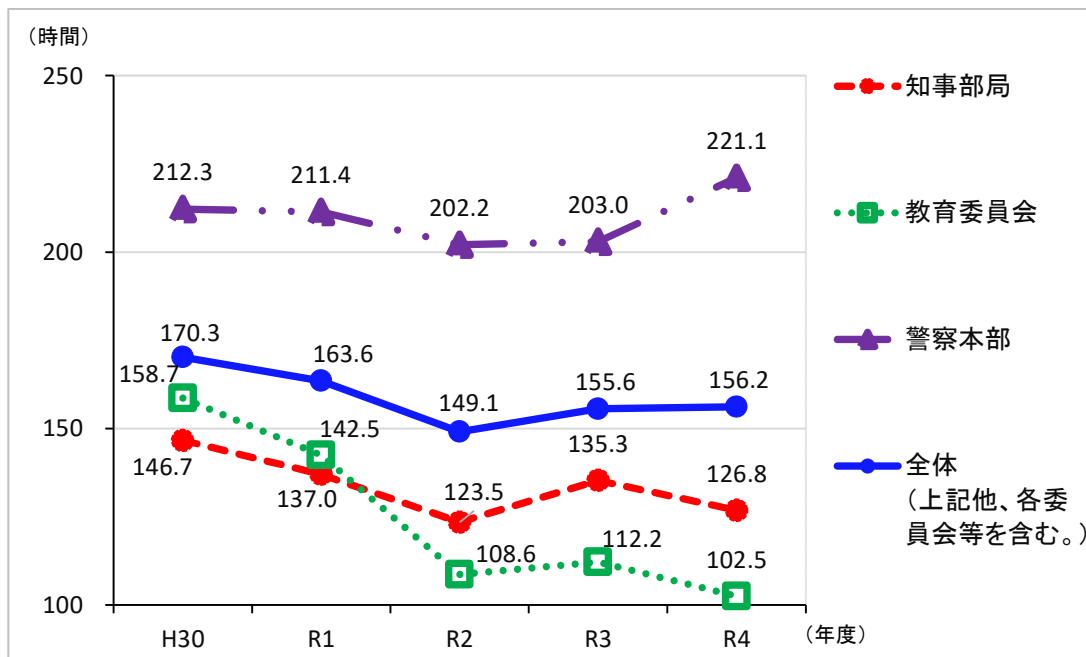
#### ア 時間外勤務等の縮減（教育職員を除く。）

恒常的な長時間の勤務は、職員の健康及び福祉の確保、勤務意欲の維持に関わるものであり、人材の確保や行政組織の活力の維持に悪影響を及ぼすことから、本委員会は、従来から、時間外勤務及び休日勤務（以下「時間外勤務等」という。）の縮減の必要性を指摘してきた。

時間外勤務等の縮減については、任命権者においても、これまで様々な取組が講じられてきたところであり、条例及び人事委員会規則等に基づき、勤務時間の管理が行われているところである。

しかしながら、昨年度の職員一人当たりの年間の時間外勤務等の時間数の状況を見ると、知事部局及び教育委員会においては減少しているものの、警察本部においては、サイバー犯罪等における捜査範囲の広域化などを理由に増加しており、全体では156.2時間（一昨年度155.6時間）と微増している（図表8参照）。

図表8 職員1人当たりの年間の時間外勤務等の時間数の推移



※会計年度任用職員を除く（以下図表において同じ）

また、昨年度、通常業務等（大規模災害等業務及び臨時的な業務を除く）で時間外勤務等時間の上限を超えた職員数の状況を見ると、教育委員会では2人（一昨年度5人）と減少しているが、知事部局では19人（一昨年度19人）と変わらず、警察本部では19人（一昨年度8人）と増加している。

任命権者においては、自らが強力なリーダーシップを発揮し、適正な勤務時間の管

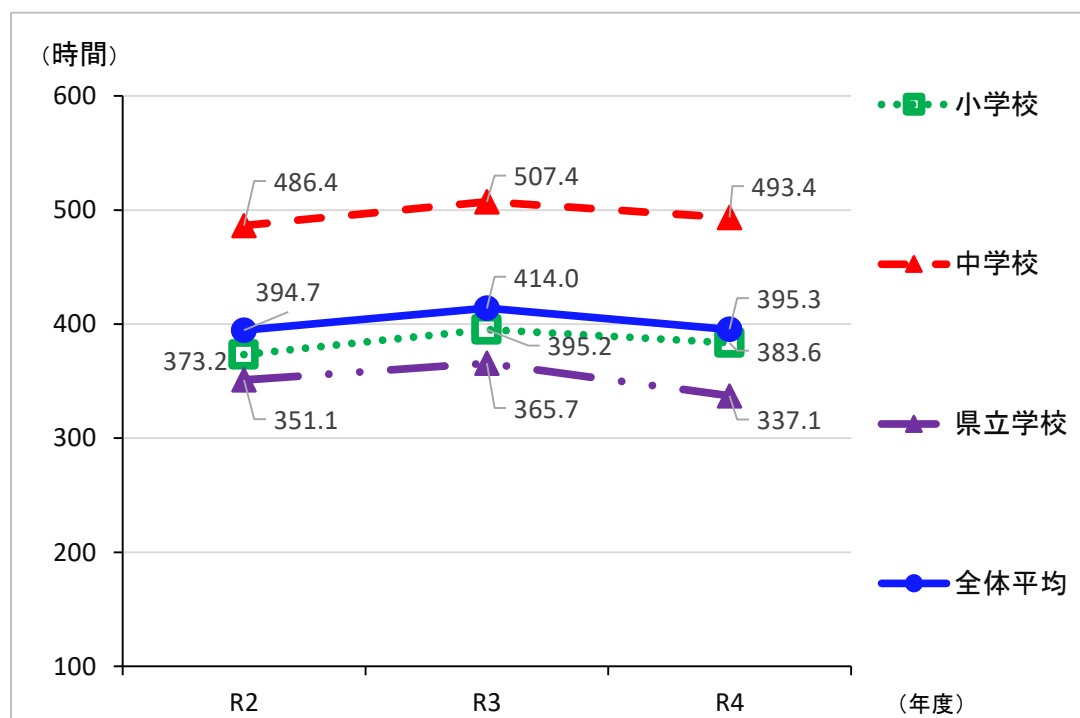
理を行うため、管理職員のマネジメント力を強化する必要がある。さらに、組織全体として、業務の削減・合理化に積極的に取り組むとともに、業務量に応じた弾力的な人員配置に努めるなど、引き続き実効性のある時間外勤務等の縮減の取組を推進する必要がある。

## イ 学校現場における教育職員の長時間勤務の縮減

中央教育審議会においては、本年8月、教師を取り巻く環境は危機的状況にあるとし、緊急的に取り組むべき施策について、「学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進」、「学校における働き方改革の実効性の向上等」、「持続可能な勤務環境整備等の支援の充実」の3点を掲げ、各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し、教職員定数の改善、支援スタッフの配置充実等、具体的な対策を提言している。

県教育委員会においては、教育職員の負担を軽減するため、会議・研修等の縮減や開催方法の見直し、定時退勤推進日や長期休業中の学校閉庁日の設定など、業務改善に取り組まれているものの、昨年度の教育職員一人当たりの年間の時間外在校等時間数は、全体で395.3時間（小学校383.6時間、中学校493.4時間、県立学校337.1時間）となっている。県立学校を除けば、令和2年度の調査開始以降、年間360時間の上限を超過した状態で推移しており、依然として長時間勤務を行っている教育職員は多い（図表9参照）。

図表9 教育職員1人当たりの年間の時間外在校等時間数の推移



県教育委員会においては、質の高い教育の実践と、教育職員の健康及び福祉を確保していくため、市町教育委員会とも連携し、勤務実態の把握に努めることが必要であ

る。

また、現在実施している取組を検証し、業務分担の見直しや実情に応じた人員配置といった必要な環境を整備するとともに、中央教育審議会の提言を受けた国の対応等も注視しながら、本県の学校現場における実効性のある多忙化解消に、より積極的かつ主体的に取り組んでいくことが極めて重要である。

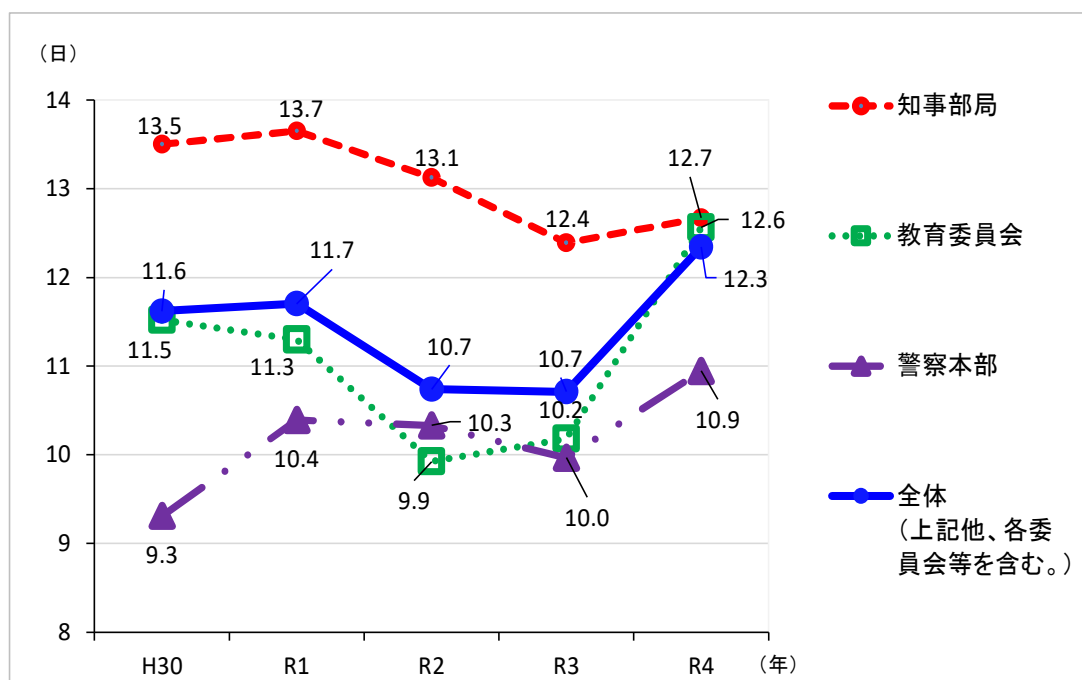
## ウ 年次休暇の取得促進

特定事業主行動計画の取組目標として、知事部局及び県教育委員会は職員一人当たりの年次休暇の取得日数を年間平均 14 日以上、警察本部は年次休暇の月 1 日以上（年間 14 日以上）の取得を設定している。

昨年の職員一人当たりの年次休暇取得日数は、全体で 12.3 日と過去 5 年で最も多くなったが、目標値である 14 日以上の年次休暇取得は達成されていない（図表 10 参照）。

任命権者においては、職員が年次休暇の取得をためらう要因がないかなども意識しながら、より一層年次休暇を取得しやすい職場環境を整備するとともに、引き続き休日や夏季休暇等と組み合わせた計画的かつ連続的な取得促進に努める必要がある。

図表 10 職員 1 人当たりの年次休暇取得日数の推移



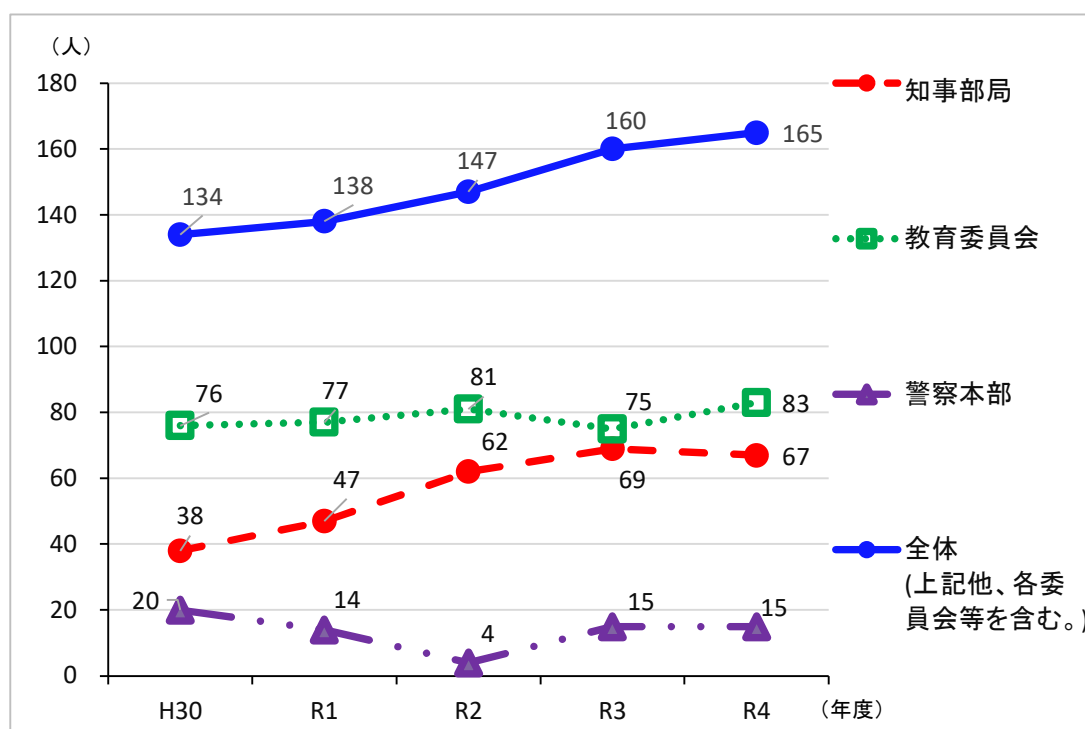
## (2) 職員の健康管理

職員の心身両面にわたる健康管理については、任命権者において、各種健康診断や健康診断事後指導、カウンセリングなどの様々な取組が実施され、その内容の充実が図られてきた。

しかしながら、昨年度における30日以上長期の病気休暇取得者や病気休職者のうち、心の健康の問題を理由とした者は全体で165人（全職員の1.3%）と一昨年度に比べ5人増加しており、4年連続の増加となっている（図表11参照）。

職員のメンタル不調を未然に防止するため、任命権者においては、引き続き、すべての職員がストレスチェックを受検するよう勧奨を行い、早期にセルフケアを行えるように促すとともに、管理職員によるラインケアやストレスチェックの集団分析結果等を活用した職場環境の改善により一層取り組んでいく必要がある。

図表11 心の健康の問題を理由とした長期病気休暇取得者・病気休職者の職員数の推移



また、長時間労働との関連性が強いとされている脳・心臓疾患等の発症を予防するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）において、事業者には長時間労働者の業務状況に関する産業医への情報提供、長時間労働者への医師による面接指導の実施等が義務付けられている。

任命権者においては、産業医制度の活用、適正な面接指導の実施等により、健康リスクが高い職員を見逃さないようにし、引き続き、職員の健康管理の充実に取り組む必要がある。

今年8月に本県で発生した豚熱の対応では、多くの職員が、昼夜を問わず危険で過酷な状況下で作業を行い、多大なストレスがかかったものと考えられる。心身への影響は一定期間経過後に表れることもあり、任命権者においては、長期的な視点で、防疫作業に従事した職員の心身の状態に十分配慮していく必要がある。



### (3) 仕事と生活の両立支援の推進

職員が仕事と生活の調和を図りながら、公務においても能力を十分に発揮することができるよう、仕事と育児、介護等の両立支援制度及び意識啓発のための取組をより一層推進していくことが重要である。

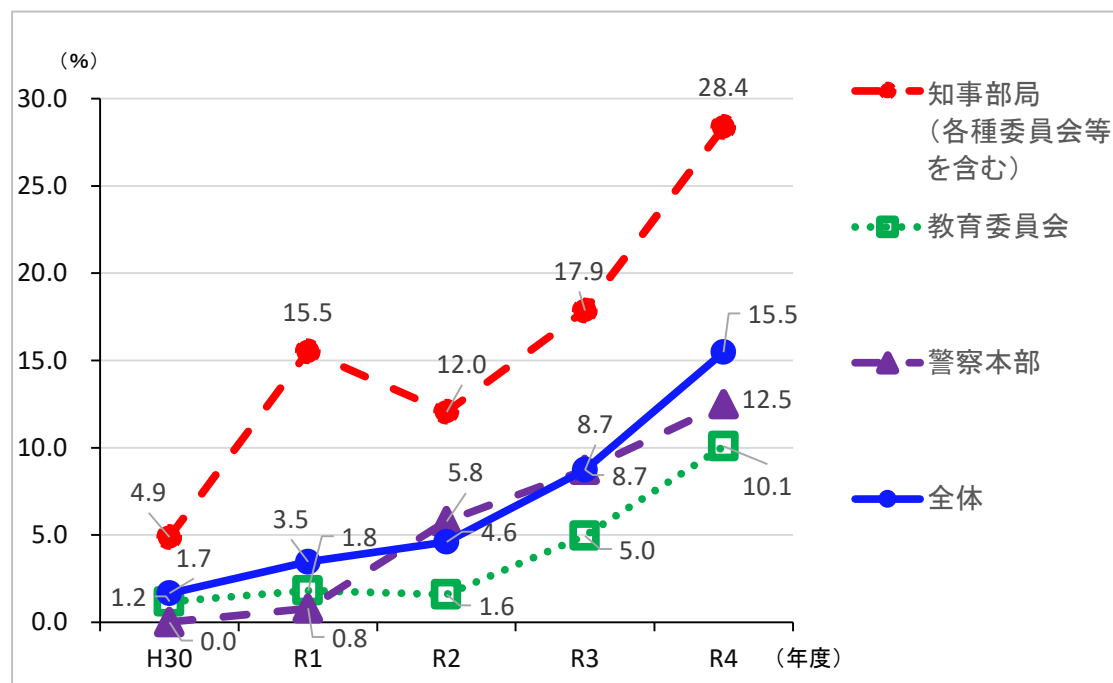
任命権者においては、これまで育児、介護に係る休暇・休業制度等の充実を図り、両立支援制度の周知等による取得促進に積極的に取り組んできた。

昨年度の男性職員の育児休業の取得率については、15.5%（一昨年度 8.7%）と増加しており、一定の成果が表れている。（図表 12 参照）。

また、知事部局においては、独自の取組として、対象の男性職員が14日以上の子育てに関する休暇・休業を取得することを目標とする「ハッピー・ツー・ウィークス」を推進しており、機運の醸成を図っている。

任命権者においては、引き続き、対象職員への周知はもちろんのこと、当該職員が気兼ねなく休暇や休業を取得でき、出産補助休暇・配偶者出産時育児休業の完全取得及び男性職員の30%以上が1か月以上の育児のための休業を取得するとした特定事業主行動計画の目標を達成するよう、業務分担の見直しや人員配置の変更等の措置を積極的に講じるなど、両立支援制度を利用しやすい環境づくりをより一層推進していく必要がある。

図表 12 男性職員の育児休業取得率



### (4) 多様で柔軟な働き方の推進

多様で柔軟な働き方は、ワーク・ライフ・バランスの実現や人材確保に資するものである。本県においては、職員のライフスタイルに応じた働き方を支援するため、全職員



(公務の運営に支障がある場合を除く。)を対象とした早出遅出勤務制度やテレワーク環境が整備されているところであるが、フレックスタイム制等、多様で柔軟な働き方の推進について、県民サービスや公務運営への影響を勘案しつつ、引き続き検討していく必要がある。

### (5) ハラスメントの防止

パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントや妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントなど職場におけるハラスメントは、職員の個人としての人格や尊厳を侵害し、勤務意欲や自信を減退させ、ひいては健康を害する原因となりうる行為であり、さらには、ハラスメントを受けた職員だけでなく、職場環境の悪化など職場全体に大きな影響を与え、公務の運営に支障を及ぼす行為でもある。

任命権者においては、ハラスメントの根絶を目標として、職員研修等を通じた意識啓発により一層取り組むことが求められる。また、ハラスメントに関する相談があった際には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、ハラスメントを行った職員に対して速やかに必要な指導を行うとともに、被害を受けた職員に対する配慮のための措置を行うなど、ハラスメントのない職場環境づくりに向けて、取組を強化していく必要がある。

また、近年は、行政窓口等においても、長時間の居座りや大声、罵声、脅迫、謝罪の強要等、職員に対するカスタマー・ハラスメントも問題となっている。

任命権者においては、必要に応じて対応マニュアルの整備や研修を実施するとともに、カスタマー・ハラスメントに対しては、個々の職員で対応することなく組織全体として対応をしていくことが求められる。

## 3 服務規律の確保

県民全体の奉仕者である職員には、厳正な服務規律と高い公務員倫理の確保が求められているが、一部の職員による不祥事が発生していることは、県民の公務全体に対する信頼を著しく失墜させることであり、誠に遺憾である。

職員においては、一人一人が県民全体の奉仕者としての自覚を強く持ち、自らの行動が公務全体の信用に影響を与えることを常に意識し、高い倫理観の保持及び服務規律の遵守に努めることが極めて重要である。

任命権者においては、不祥事の根絶に向けて、平時から指導を徹底するとともに、事実関係を十分に把握、分析し、再発防止のための研修や啓発を行うなど、引き続き実効性のある取組を徹底・強化していく必要がある。

(参考)

## 1 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年 8 月 7 日、国会及び内閣に対し、公務員人事管理に関する報告、職員の勤務時間の改定に関する勧告、職員の給与に関する報告及び職員の給与の改定に関する勧告を行った。それらの概要は、次のとおりである。

## 公務員人事管理に関する報告

社会経済情勢や国際情勢が激変する中、国民の利益を守り世界最高水準の行政サービスを提供し活力ある社会を築くため、行政は経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠

<p>①</p> <p>公務組織を支える 多様で有為な 人材の確保のための 一体的な取組</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 民間人材の積極的誘致 (経験者採用・官民人事交流の促進、 オンボーディング研修の拡充)</li><li>✓ 採用試験の実施方法の見直し</li><li>✓ 採用時給与水準の改善や役割・活躍に応じた 給与上昇の拡大</li></ul>
<p>②</p> <p>職員個々の成長を通じ た組織パフォーマンス の向上施策</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 若手職員対象のキャリア支援研修等の拡充</li><li>✓ 兼業の在り方の検討</li><li>✓ デジタルを活用した人事管理推進</li><li>✓ 役割・活躍に応じた処遇や人事配置の円滑化に 資する給与上の取組</li></ul>
<p>③</p> <p>多様なワークスタイル・ ライフスタイル実現と Well-beingの土台 となる環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ フレックスタイム制等の見直し、勤務間の インターバル確保、テレワークガイドライン策定</li><li>✓ テレワーク関連手当の新設等</li><li>✓ 超過勤務の縮減、公務版の「健康経営」の推進等、 ゼロ・ハラスメントへの取組</li></ul>

異なるバックグラウンド、キャリア意識、人生設計を持つ  
職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される公務を目指す

(参考)

## 給与に関する勧告・報告 ～過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ～

- ・ 初任給を引上げ（高卒：約8% [12,000円] 大卒：約6% [11,000円]）
  - ・ ボーナスを0.10月分引上げ
  - ・ 在宅勤務等手当を新設
- 【官民較差】3,869円 [0.96%] →いわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約2.7%、年収で約3.3%の給与改善

- ✓ 月例給 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給表を引上げ改定  
【平均改定率】1級 [係員] 5.2%、2級 [主任等] 2.8% 等  
【勧告後の本府省大卒初任給】総合職 249,640円、一般職 242,640円
- ✓ ボーナス 年間 4.40月分 → 4.50月分  
期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引上げ
- ✓ 手当新設 テレワーク中心の働き方をする職員について、光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設 [月額：3,000円]

※ 月例給は本年4月分の民間給与、ボーナスは直近1年間（昨年8月～本年7月）の民間の支給状況を調査して、官民比較を実施

※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円（約0.1%）。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以来33年ぶり。官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準。

## 勤務時間に関する勧告

### フレックスタイム制を活用した「勤務時間を割り振らない日」の対象職員の拡大

- ✓ フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日（ゼロ割振り日）を設定可能に
- ✓ 現在、育児介護等職員に認められている措置を、一般の職員に拡大するもの
- ✓ 令和7年4月1日施行

(参考)

## 2 令和4年地方公務員給与実態調査結果の概要

総務省が実施した令和4年地方公務員給与実態調査（令和4年4月1日現在）の結果のうち、都道府県のラスパイレス指数の状況は、次のとおりである。

### 都道府県のラスパイレス指数の状況（令和4年）

番号	都道府県名	ラスパイレス指数	番号	都道府県名	ラスパイレス指数
1	北海道	99.1	26	京都府	99.0
2	青森県	96.8	27	大阪府	100.7
3	岩手県	99.6	28	兵庫県	99.5
4	宮城県	100.0	29	奈良県	99.2
5	秋田県	100.2	30	和歌山県	99.6
6	山形県	100.0	31	鳥取県	95.8
7	福島県	100.4	32	島根県	98.1
8	茨城県	100.2	33	岡山県	100.5
9	栃木県	100.2	34	広島県	100.5
10	群馬県	100.1	35	山口県	99.0
11	埼玉県	100.7	36	徳島県	99.0
12	千葉県	99.7	37	香川県	98.9
13	東京都	100.6	38	愛媛県	98.6
14	神奈川県	100.7	39	高知県	98.8
15	新潟県	99.1	40	福岡県	100.6
16	富山県	99.4	41	佐賀県	99.9
17	石川県	99.5	42	長崎県	98.2
18	福井県	99.3	43	熊本県	99.4
19	山梨県	100.5	44	大分県	99.3
20	長野県	100.4	45	宮崎県	97.4
21	岐阜県	99.5	46	鹿児島県	96.3
22	静岡県	102.2	47	沖縄県	98.1
23	愛知県	101.3			
24	三重県	101.3			
25	滋賀県	100.1			

※「令和4年地方公務員給与実態調査」より

（注1）ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表（一）の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたものである。

（注2）財政事情等による給料削減を実施している地方公共団体については、削減後の給料額によりラスパイレス指数を算出している。



## 別紙第2

# 勸 告

本委員会は、別紙第1の報告の結果に基づき、次の事項を実現するため、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）、佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第3号）を改正することを勧告する。

### 1 佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の改正

#### (1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

#### (2) 諸手当

##### ア 初任給調整手当

医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額を国に準じて改定すること。

##### イ 期末手当及び勤勉手当

###### (ア) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

###### a 令和5年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.25月分（特定幹部職員にあつては、1.05月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.05月分（特定幹部職員にあつては、1.25月分）とすること。

###### b 令和6年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分（特定幹部職員にあつては、1.025月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分（特定幹部職員にあつては1.225月分）とすること。

###### (イ) 定年前再任用短時間勤務職員

###### a 令和5年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を0.7月分（特定幹部職員にあつては、0.6月分）とし、勤勉手当の支給割合を0.5月分（特定幹部職員にあつては、0.6月分）とすること。

###### b 令和6年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6875月分（特定幹部職員にあつては、0.5875月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉

手当の支給割合をそれぞれ0.4875月分(特定幹部職員にあつては0.5875月分)とすること。

## 2 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正

### (1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

### (2) 特定任期付職員の期末手当

#### ア 令和5年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

#### イ 令和6年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

## 3 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の改正

### (1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

### (2) 期末手当

#### ア 令和5年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

#### イ 令和6年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

## 4 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(ア)のa及び(イ)のa、2の(2)のア並びに3の(2)のアについては令和5年12月1日から、1の(2)のイの(ア)のb及び(イ)のb、2の(2)のイ並びに3の(2)のイについては令和6年4月1日から実施すること。



# 別記第1

## 行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	162,100	209,300	241,800	272,600	296,900	326,300	369,900	415,300	465,600
	2	163,300	210,900	243,200	274,200	298,900	328,500	372,600	417,700	468,700
	3	164,500	212,400	244,600	275,700	301,100	330,800	375,000	420,300	471,800
	4	165,600	213,900	246,000	277,300	303,100	332,900	377,500	422,700	474,800
	5	166,700	215,400	247,200	278,800	305,000	334,900	379,500	424,600	477,900
	6	167,900	217,100	248,900	280,400	307,300	336,900	382,000	426,800	480,900
	7	169,000	218,800	250,300	282,200	309,600	338,900	384,400	428,900	484,000
	8	170,100	220,400	251,700	284,000	311,600	340,900	386,900	431,100	487,100
	9	171,100	222,000	252,700	285,800	313,300	342,900	389,100	433,100	489,900
	10	172,500	223,600	254,100	287,800	315,600	344,900	391,800	435,200	493,000
	11	173,900	225,100	255,500	289,800	317,800	347,100	394,400	437,300	496,100
	12	175,200	226,500	256,800	291,800	319,900	349,100	397,100	439,300	499,200
	13	176,400	227,600	258,000	293,700	322,000	351,100	399,300	440,900	502,000
	14	177,900	229,000	259,300	295,700	324,000	353,200	401,700	442,700	504,300
	15	179,500	230,400	260,400	297,700	326,000	355,100	403,900	444,700	506,700
	16	181,100	231,800	261,500	299,700	327,900	357,000	406,200	446,600	509,000
	17	182,200	233,200	262,800	301,300	329,900	358,900	408,100	448,400	511,000
	18	183,600	234,800	264,400	303,300	332,000	360,900	410,000	450,300	512,500
	19	185,100	236,300	265,700	305,300	334,000	362,700	411,900	452,100	514,000
	20	186,500	237,700	267,100	307,200	336,000	364,600	413,800	453,800	515,400
	21	187,800	238,900	268,300	309,100	337,900	366,500	415,600	455,600	516,600
	22	190,200	240,400	269,800	311,000	340,000	368,400	417,400	457,200	518,000
	23	192,400	241,800	271,400	312,900	342,000	370,300	419,200	458,600	519,600
	24	194,700	243,200	273,000	314,800	343,900	372,300	421,100	460,100	521,100
	25	196,900	244,200	274,600	316,600	345,400	374,100	422,600	461,500	522,200
	26	198,600	245,600	276,500	318,700	347,400	376,000	424,100	462,900	523,300
	27	200,300	247,000	278,200	320,700	349,300	378,000	425,700	464,200	524,600
	28	201,900	248,100	280,000	322,700	351,200	379,900	427,200	465,400	525,800
	29	203,300	249,200	281,700	324,700	352,800	381,400	428,800	466,400	526,800
	30	204,900	250,100	283,400	326,700	354,700	383,300	430,100	467,100	527,700
	31	206,400	251,000	285,100	328,700	356,500	385,100	431,400	467,900	528,600
	32	207,900	251,900	286,800	330,800	358,400	386,600	432,700	468,600	529,500
	33	209,300	252,800	288,400	332,100	360,100	388,300	433,900	469,400	530,300
	34	210,600	253,700	290,200	334,100	361,900	389,800	435,200	470,200	531,300
	35	211,800	254,600	292,000	336,100	363,700	391,200	436,500	470,900	532,000
	36	213,000	255,400	293,700	338,100	365,400	392,600	437,800	471,500	532,500
	37	214,200	256,200	295,200	339,900	366,800	393,900	439,000	472,000	533,200
	38	215,400	257,500	296,900	341,900	368,200	395,200	439,800	472,600	533,800
	39	216,500	258,700	298,500	343,900	369,500	396,400	440,600	473,200	534,600
	40	217,600	259,800	300,100	345,800	370,800	397,500	441,400	473,800	535,200

41	218,700	260,900	301,800	347,500	372,000	398,600	442,000	474,300	535,700
42	219,700	262,200	303,400	349,400	372,900	399,800	442,700	474,800	
43	220,700	263,500	305,100	351,300	374,000	401,100	443,400	475,300	
44	221,700	264,700	306,600	353,100	375,100	402,200	444,200	475,600	
45	222,700	265,900	308,400	354,600	375,800	402,900	445,000	475,900	
46	223,600	267,200	310,000	356,000	376,700	403,600	445,800		
47	224,500	268,500	311,600	357,500	377,600	404,300	446,200		
48	225,300	269,700	313,200	359,000	378,600	405,000	446,900		
49	226,100	270,800	314,200	360,500	379,500	405,600	447,400		
50	227,000	271,900	315,700	361,300	380,300	406,200	447,800		
51	227,900	273,000	317,200	362,400	381,100	406,800	448,200		
52	228,800	274,100	318,900	363,400	381,900	407,200	448,600		
53	229,500	275,200	320,400	364,300	382,600	407,600	449,000		
54	230,400	276,300	322,000	365,400	383,300	407,900	449,400		
55	231,200	277,400	323,600	366,300	384,000	408,200	449,800		
56	231,900	278,500	325,100	367,500	384,800	408,500	450,200		
57	232,300	279,500	326,400	368,400	385,300	408,800	450,500		
58	233,100	280,500	327,600	369,100	385,800	409,100	450,900		
59	233,800	281,500	328,800	369,800	386,400	409,400	451,200		
60	234,400	282,500	329,900	370,500	387,100	409,700	451,500		
61	234,900	283,500	330,600	370,900	387,500	410,000	451,800		
62	235,600	284,600	331,500	371,500	388,200	410,300			
63	236,100	285,500	332,300	372,200	388,800	410,600			
64	236,600	286,400	333,100	373,000	389,400	410,900			
65	237,100	287,000	334,000	373,300	389,900	411,200			
66	237,700	287,700	334,400	374,000	390,500	411,500			
67	238,300	288,400	335,000	374,700	391,100	411,800			
68	238,900	289,300	335,800	375,400	391,700	412,100			
69	239,300	290,300	336,600	375,700	392,100	412,300			
70	239,800	291,100	337,300	376,300	392,600	412,600			
71	240,300	291,900	338,000	377,000	393,100	413,000			
72	240,800	292,700	338,700	377,600	393,700	413,300			
73	241,200	293,300	339,200	377,900	394,000	413,500			
74	241,800	293,800	339,900	378,600	394,400	413,800			
75	242,400	294,200	340,400	379,300	394,800	414,100			
76	243,000	294,600	341,000	379,900	395,300	414,300			
77	243,600	294,800	341,300	380,300	395,600	414,500			
78	244,300	295,200	341,800	380,800	395,900				
79	245,000	295,400	342,200	381,400	396,200				
80	245,600	295,700	342,700	381,900	396,500				
81	246,100	295,900	343,100	382,400	396,700				
82	246,700	296,100	343,600	383,000	397,000				
83	247,300	296,500	344,100	383,500	397,300				
84	247,900	296,800	344,600	383,800	397,500				
85	248,500	297,100	344,900	384,300	397,700				
86	249,000	297,400	345,400	384,800	398,000				
87	249,500	297,700	345,900	385,200	398,300				
88	250,100	298,100	346,300	385,500	398,500				

	89	250,600	298,400	346,600	385,900	398,700				
	90	251,200	298,800	347,000	386,400	399,000				
	91	251,700	299,100	347,500	386,800	399,300				
	92	252,100	299,500	347,900	387,200	399,500				
	93	252,400	299,700	348,100	387,500	399,700				
	94		299,900	348,500	388,000					
	95		300,300	349,000	388,400					
	96		300,700	349,400	388,800					
	97		300,900	349,600	389,100					
	98		301,200	350,000	389,700					
	99		301,600	350,400	390,100					
	100		302,000	350,800	390,500					
	101		302,200	351,100	390,800					
	102		302,500	351,500						
	103		302,900	351,900						
	104		303,200	352,300						
	105		303,400	352,800						
	106		303,700	353,200						
	107		304,100	353,600						
	108		304,400	354,000						
	109		304,600	354,500						
	110		305,000	354,900						
	111		305,400	355,200						
	112		305,700	355,500						
	113		305,900	356,000						
	114		306,200							
	115		306,500							
	116		306,900							
	117		307,100							
	118		307,300							
	119		307,600							
	120		307,900							
	121		308,300							
	122		308,500							
	123		308,800							
	124		309,100							
	125		309,400							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		188,700	216,200	259,600	279,300	294,700	319,900	362,300	395,900	447,800

- 備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級又は5級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に6,000円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 定年前提任用短時間勤務職員に対する備考の2の規定の適用については、同備考の2中「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「6,000円」とあるのは「4,900円」とする。

公安職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	188,400	204,700	228,900	266,400	303,500	328,100	355,300	389,100	430,200
	2	190,200	206,300	231,000	267,800	305,400	330,200	357,500	391,400	432,000
	3	192,100	208,100	233,000	269,200	307,200	332,300	359,700	393,400	434,000
	4	193,900	210,000	235,000	270,700	309,000	334,500	361,700	395,300	435,900
	5	195,300	211,900	237,100	272,100	310,200	336,500	363,700	397,200	437,300
	6	197,200	214,000	238,800	273,400	312,100	338,600	365,700	399,200	439,000
	7	199,100	216,400	240,300	274,700	314,100	340,600	367,700	401,000	440,600
	8	201,000	218,600	241,800	275,800	316,100	342,800	369,600	402,800	442,100
	9	202,600	220,600	243,600	276,800	317,800	344,500	371,400	404,500	443,500
	10	204,400	222,700	245,200	278,000	319,800	346,800	373,500	406,400	445,300
	11	206,100	224,800	246,700	279,200	322,100	349,000	375,600	408,500	446,900
	12	207,800	226,700	248,000	280,400	324,300	351,000	377,600	410,500	448,300
	13	209,600	228,600	249,800	281,400	326,100	352,900	379,800	412,000	449,100
	14	211,600	230,500	251,600	282,700	328,200	354,900	381,800	414,200	450,800
	15	213,700	232,300	253,400	283,700	330,300	356,900	384,000	416,200	452,600
	16	215,800	234,100	255,100	284,600	332,600	358,900	386,000	418,300	454,400
	17	217,900	236,100	256,400	285,100	334,200	360,900	387,600	420,100	455,900
	18	219,800	237,700	257,900	286,500	336,400	362,900	389,700	421,700	457,800
	19	221,700	239,100	259,400	287,800	338,600	365,000	391,600	423,300	459,600
	20	223,600	240,500	260,800	289,100	340,700	367,000	393,600	424,900	461,300
	21	225,600	242,000	262,100	290,100	342,600	369,000	395,200	426,500	463,000
	22	227,400	243,400	263,000	291,300	344,400	371,000	397,400	428,100	464,700
	23	229,100	244,900	263,800	292,700	346,200	372,900	399,400	429,500	466,300
	24	231,000	246,400	264,600	293,700	348,100	374,800	401,400	430,900	468,100
	25	232,900	247,900	265,400	294,500	350,100	376,700	402,900	432,000	469,700
	26	234,500	249,500	266,500	296,200	352,100	378,700	404,900	433,400	471,100
	27	235,800	251,000	267,600	297,900	354,200	380,800	406,900	434,900	472,600
	28	237,100	252,400	268,500	299,400	356,000	382,800	409,100	436,400	473,900
	29	238,700	253,300	269,200	300,800	358,200	384,500	410,600	437,800	475,200
	30	240,300	254,900	270,200	302,400	360,300	386,600	412,400	439,500	475,900
	31	241,800	256,400	271,300	304,000	362,200	388,600	414,100	441,200	476,600
	32	243,300	257,900	272,100	305,900	364,200	390,700	415,800	442,800	477,300
	33	244,800	259,000	272,500	307,200	365,700	392,400	417,400	444,300	477,800
	34	246,400	260,000	273,700	309,000	367,700	394,500	418,900	446,000	478,600
	35	247,900	260,900	274,700	310,800	369,700	396,600	420,500	447,700	479,300
	36	249,400	261,800	275,700	312,600	371,700	398,500	421,900	449,300	479,900
	37	250,300	262,700	276,500	314,200	373,500	400,200	423,000	450,800	480,200
	38	251,800	263,900	277,400	316,000	375,600	401,700	424,500	451,500	480,800
	39	253,300	264,900	278,200	317,600	377,600	403,000	426,100	452,200	481,400
	40	254,800	265,700	278,900	319,400	379,600	404,300	427,500	452,900	481,900

41	255,900	266,600	279,700	321,200	381,500	405,300	429,000	453,300	482,400
42	256,900	267,600	280,900	323,000	383,600	406,400	430,300	453,900	482,800
43	257,800	268,500	281,800	324,800	385,700	407,500	431,700	454,600	483,200
44	258,500	269,300	282,600	326,500	387,600	408,500	432,900	455,200	483,600
45	259,200	269,900	283,200	328,100	389,300	409,500	433,900	456,000	483,900
46	260,200	271,000	284,500	329,900	391,100	410,700	434,600	456,800	
47	261,100	271,900	285,900	331,600	392,700	411,800	435,400	457,300	
48	261,700	273,100	287,100	333,200	394,300	413,000	436,200	457,800	
49	262,200	273,700	288,400	334,700	395,600	414,300	436,700	458,300	
50	263,100	274,700	290,000	336,200	396,600	415,100	437,100	458,600	
51	264,000	275,600	291,500	337,800	397,600	415,900	437,500	458,900	
52	264,800	276,300	293,100	339,400	398,600	416,600	437,900	459,300	
53	265,300	277,000	294,500	341,200	399,600	417,100	438,200	459,700	
54	266,500	277,900	296,100	342,800	400,700	417,900	438,600	459,900	
55	267,400	278,800	297,700	344,500	401,900	418,600	438,900	460,200	
56	268,600	279,600	299,300	346,100	403,100	419,200	439,200	460,400	
57	269,200	280,100	300,800	347,200	404,400	419,900	439,500	460,800	
58	270,100	281,500	302,500	348,900	405,200	420,300	439,800	461,000	
59	270,700	282,900	304,200	350,500	406,000	420,900	440,100	461,200	
60	271,300	284,100	305,800	352,200	406,800	421,500	440,400	461,400	
61	271,800	285,200	307,200	353,700	407,300	421,900	440,700	461,800	
62	272,700	286,700	309,000	355,400	408,000	422,500	441,000		
63	273,400	288,200	310,600	357,100	408,700	423,000	441,300		
64	274,000	289,700	312,100	358,800	409,400	423,600	441,600		
65	274,500	291,100	313,600	360,200	409,700	424,100	441,900		
66	275,500	292,400	315,200	361,800	410,400	424,700	442,200		
67	276,500	293,700	316,800	363,400	411,100	425,100	442,500		
68	277,500	295,100	318,300	364,900	411,700	425,600	442,800		
69	278,200	296,500	319,800	366,100	412,200	426,000	443,000		
70	279,500	298,100	321,200	367,500	412,700	426,300	443,300		
71	280,800	299,500	322,600	368,900	413,300	426,600	443,600		
72	282,100	300,900	324,000	370,300	413,800	426,900	444,000		
73	283,300	302,100	324,900	371,400	414,300	427,200	444,200		
74	284,500	303,400	326,400	372,600	414,700	427,500	444,500		
75	285,700	304,700	327,900	373,900	415,200	427,800	444,800		
76	286,900	306,000	329,700	375,100	415,700	428,100	445,100		
77	288,000	307,000	331,400	376,300	416,200	428,300	445,300		
78	289,100	308,500	333,100	377,500	416,700	428,600			
79	290,200	309,900	334,800	378,800	417,300	429,000			
80	291,200	311,200	336,400	380,000	417,900	429,300			
81	292,400	312,600	337,900	381,200	418,300	429,500			
82	293,500	314,100	339,600	382,400	418,900	429,800			
83	294,600	315,300	341,200	383,500	419,400	430,100			
84	295,600	316,600	342,800	384,800	419,600	430,300			
85	296,800	317,600	344,200	385,800	419,900	430,500			
86	297,900	319,000	345,800	386,400	420,400	430,800			
87	299,100	320,300	347,300	386,900	420,700	431,100			
88	300,100	321,800	348,700	387,500	421,000	431,300			

89	301,200	323,300	350,000	388,100	421,300	431,500
90	302,400	324,800	351,300	388,700	421,700	431,800
91	303,500	326,200	352,500	389,300	422,100	432,100
92	304,600	327,700	353,800	390,000	422,500	432,300
93	305,100	328,900	355,100	390,300	422,800	432,500
94	306,300	330,200	356,700	390,800	423,300	
95	307,500	331,500	358,200	391,400	423,700	
96	308,700	332,800	359,700	391,900	424,100	
97	309,800	334,000	361,000	392,300	424,400	
98	311,000	335,400	362,300	392,700	424,800	
99	312,200	336,600	363,400	393,300	425,200	
100	313,400	337,800	364,600	393,800	425,600	
101	314,500	339,200	365,700	394,200	425,900	
102	315,500	340,200	366,800	394,700		
103	316,500	341,200	368,000	395,400		
104	317,600	342,400	369,200	395,900		
105	318,400	343,500	370,400	396,200		
106	319,000	344,600	370,900	396,600		
107	319,600	345,700	371,500	397,100		
108	320,200	346,800	372,100	397,400		
109	320,700	348,000	372,700	397,700		
110	321,200	349,000	373,300	398,200		
111	321,600	350,000	373,800	398,700		
112	322,200	351,000	374,300	399,200		
113	323,100	351,900	374,700	399,500		
114	323,800	352,800	375,100	400,000		
115	324,500	353,800	375,700	400,500		
116	325,200	354,800	376,200	401,100		
117	325,800	355,800	376,600	401,400		
118	326,600	356,400	377,100	401,900		
119	327,300	357,000	377,700	402,400		
120	328,100	357,600	378,200	402,900		
121	328,800	357,900	378,400	403,300		
122	329,100	358,300	379,000	403,800		
123	329,600	358,800	379,500	404,200		
124	330,100	359,200	379,900	404,700		
125	330,400	359,600	380,400	405,100		
126		360,000	380,900			
127		360,500	381,400			
128		360,900	381,900			
129		361,300	382,200			
130		361,800	382,700			
131		362,200	383,200			
132		362,600	383,700			
133		362,800	384,000			
134		363,300	384,600			
135		363,700	385,000			
136		364,000	385,400			

	137		364,300	385,600						
	138		364,700	386,100						
	139		365,200	386,600						
	140		365,700	387,100						
	141		366,000	387,400						
	142		366,500							
	143		367,000							
	144		367,600							
	145		367,900							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		242,500	254,200	258,300	293,500	310,300	324,700	348,100	383,800	415,800

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

研究職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	162,700	211,500	292,500	340,700	396,100
	2	163,800	214,100	295,000	342,800	399,000
	3	165,000	216,500	297,300	344,900	401,700
	4	166,100	219,100	299,800	346,900	404,400
	5	167,200	221,600	301,700	348,500	406,700
	6	168,600	224,000	303,700	350,500	409,500
	7	169,900	226,200	305,500	352,400	412,200
	8	171,200	228,200	307,100	354,300	414,900
	9	172,200	230,100	309,100	356,000	417,400
	10	174,000	232,300	311,300	358,000	420,000
	11	175,600	234,500	313,600	359,900	422,800
	12	177,300	236,600	316,000	361,800	425,400
	13	178,700	238,500	317,700	363,700	428,000
	14	180,700	240,800	319,800	365,600	430,700
	15	182,600	243,300	322,300	367,200	433,600
	16	184,600	245,500	324,800	368,800	436,300
	17	186,400	247,600	327,100	370,400	438,900
	18	188,500	250,100	329,300	372,300	441,400
	19	190,800	252,500	331,500	374,200	443,900
	20	192,800	254,900	333,700	376,200	446,400
	21	194,800	257,200	335,700	377,800	448,800
	22	196,900	259,500	337,500	379,700	451,500
	23	198,900	261,600	339,300	381,600	454,100
	24	200,800	263,700	341,400	383,300	456,400
	25	202,500	265,900	343,200	384,800	458,600
	26	204,700	268,300	344,900	386,600	460,900
	27	206,900	270,400	346,700	388,400	463,500
	28	209,000	272,700	348,500	390,300	465,900
	29	211,100	274,800	350,200	392,000	468,400
	30	212,700	276,900	351,800	393,800	471,000
	31	214,300	278,900	353,400	395,700	473,500
	32	215,600	280,700	354,700	397,600	476,000
	33	217,200	282,300	355,900	399,000	478,300
	34	218,900	284,200	357,300	400,800	480,700
	35	220,500	286,100	358,900	402,500	483,200
	36	222,000	288,000	360,200	404,200	485,700
	37	223,500	289,600	361,500	405,400	488,200
	38	225,400	290,900	362,800	406,900	490,700
	39	227,200	292,000	364,100	408,300	493,100
	40	228,900	293,100	365,300	409,700	495,700



41	230,600	294,200	366,100	411,000	498,000
42	232,200	295,000	367,200	412,300	500,300
43	233,700	295,500	368,400	413,900	502,500
44	235,200	296,000	369,600	415,400	504,700
45	236,600	296,400	370,600	416,500	506,400
46	238,200	297,100	371,800	417,800	507,900
47	239,700	298,000	373,000	419,400	509,500
48	241,000	299,000	374,200	420,900	511,000
49	242,300	300,100	375,100	422,200	512,800
50	244,000	301,200	376,400	423,700	514,200
51	245,500	302,200	377,700	425,200	515,600
52	246,900	303,400	378,900	426,600	517,100
53	248,000	304,500	379,700	428,000	518,200
54	249,600	305,600	380,700	429,500	519,500
55	251,200	306,600	381,600	430,900	520,700
56	252,600	307,500	382,400	432,300	521,900
57	253,700	308,400	383,100	433,400	522,800
58	254,900	309,600	383,900	434,800	523,800
59	255,900	310,700	384,600	436,200	524,900
60	256,900	311,700	385,200	437,500	525,900
61	257,700	312,500	385,700	438,300	527,000
62	258,500	313,500	386,400	439,200	527,900
63	259,300	314,500	387,200	440,300	528,600
64	260,000	315,400	388,100	441,200	529,300
65	260,900	316,300	388,700	442,100	530,100
66	261,800	317,300	389,500	442,900	531,000
67	262,500	318,300	390,400	443,500	531,800
68	263,200	319,300	391,200	444,300	532,600
69	263,700	320,300	391,800	444,700	533,300
70	264,700	321,300	392,500	445,300	534,100
71	266,000	322,300	393,200	445,900	534,900
72	267,000	323,300	393,900	446,400	535,700
73	268,100	324,000	394,600	446,900	536,400
74	269,300	325,000	395,300		
75	270,600	326,100	395,900		
76	271,900	327,100	396,600		
77	272,900	328,100	397,300		
78	274,000	329,200	397,900		
79	275,200	330,100	398,500		
80	276,400	331,000	399,100		
81	277,500	331,800	399,700		
82	278,700	332,600	400,300		
83	279,900	333,300	401,000		
84	281,100	333,900	401,600		
85	282,100	334,500	402,100		
86	283,200	335,000	402,600		
87	284,200	335,500	403,100		
88	285,200	335,900	403,800		

	89	286,100	336,200	404,200		
	90	287,200	336,700			
	91	288,300	337,200			
	92	289,400	337,600			
	93	290,500	337,900			
	94	291,400	338,300			
	95	292,400	338,800			
	96	293,300	339,300			
	97	293,700	339,900			
	98	294,600	340,400			
	99	295,400	340,900			
	100	296,300	341,400			
	101	297,100	341,900			
	102	297,700	342,400			
	103	298,400	342,900			
	104	299,100	343,400			
	105	299,500	343,900			
	106	300,000	344,300			
	107	300,600	344,800			
	108	301,000	345,300			
	109	301,200	345,800			
	110	301,600	346,200			
	111	301,900	346,700			
	112	302,100	347,100			
	113	302,400	347,600			
	114	302,700	348,000			
	115	303,000	348,500			
	116	303,300	348,900			
	117	303,600	349,400			
	118	304,000	349,800			
	119	304,300	350,200			
	120	304,700	350,700			
	121	305,000	351,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		218,500	263,100	288,300	331,500	390,300

備考 1 この表は、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務する研究員の職にある職員に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級又は4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に6,000円をそれぞれ加算した額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する備考の2の規定の適用については、同備考の2中「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「6,000円」とあるのは「4,900円」とする。

医療職給料表

ア 医療職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
40	376,000	437,200	490,700	548,300	

41	378,000	439,000	492,300	549,800
42	378,700	440,700	494,100	551,200
43	379,300	442,400	495,900	552,600
44	380,000	444,200	497,500	553,900
45	380,900	446,000	498,900	555,100
46	382,200	447,800	500,600	556,100
47	383,500	449,500	502,400	557,100
48	384,800	451,200	504,100	558,100
49	385,600	452,800	505,600	559,100
50	386,400	454,500	506,900	560,000
51	387,200	456,200	508,200	560,900
52	387,700	457,900	509,500	561,800
53	388,500	459,800	510,500	562,600
54	389,300	461,000	511,800	563,500
55	390,000	462,200	513,100	564,400
56	390,700	463,400	514,400	565,300
57	391,400	464,400	515,400	566,200
58	392,300	465,400	516,200	567,100
59	393,000	466,300	517,000	568,000
60	393,600	467,100	517,800	568,700
61	394,100	467,900	518,700	569,600
62	394,600	468,600	519,500	570,500
63	395,000	469,300	520,400	571,400
64	395,400	469,900	521,200	572,300
65	395,700	470,600	522,100	573,200
66		471,300	523,000	
67		471,900	523,700	
68		472,500	524,600	
69		472,800	525,500	
70		473,400	526,300	
71		474,100	527,200	
72		474,800	528,100	
73		475,200	528,900	
74		475,800	529,800	
75		476,500	530,700	
76		477,200	531,400	
77		477,600	532,200	
78		478,200	533,100	
79		478,800	534,000	
80		479,300	534,900	
81		479,900	535,700	
82		480,400	536,600	
83		480,900	537,500	
84		481,400	538,400	
85		481,800	539,200	
86		482,400	540,100	
87		482,800	541,000	
88		483,300	541,900	

	89		483,800	542,700	
	90		484,400		
	91		485,000		
	92		485,400		
	93		485,900		
	94		486,500		
	95		487,100		
	96		487,600		
	97		488,100		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		297,300	339,700	394,300	467,400

備考 この表は、医師及び歯科医師の職にある職員に適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	167,400	203,700	237,500	259,700	288,200	334,400
	2	168,900	205,400	238,700	261,000	290,000	336,400
	3	170,300	207,000	239,900	262,100	292,100	338,400
	4	171,700	208,600	241,100	263,200	294,300	340,400
	5	173,000	210,100	242,100	264,000	296,200	342,300
	6	174,900	211,700	243,200	265,300	298,000	344,300
	7	176,600	213,000	244,300	266,400	300,100	346,400
	8	178,200	214,300	245,400	267,700	302,200	348,500
	9	179,900	215,500	246,300	268,600	304,200	350,500
	10	181,600	216,900	247,400	269,600	306,100	352,700
	11	183,200	218,200	248,600	270,300	308,200	354,700
	12	185,200	219,600	249,900	271,000	310,300	356,700
	13	186,600	221,000	251,100	271,900	312,200	358,400
	14	188,400	222,400	252,300	273,000	314,200	360,400
	15	190,500	223,800	253,500	274,100	316,200	362,300
	16	192,300	225,300	254,600	275,100	318,200	364,300
	17	194,200	226,700	255,400	276,100	320,100	366,100
	18	195,500	227,900	256,500	277,600	322,000	368,100
	19	197,000	229,300	257,500	279,100	323,900	370,100
	20	198,400	230,600	258,700	280,900	325,800	372,100
	21	199,700	231,600	259,800	282,500	327,700	373,800
	22	201,200	232,800	260,700	284,200	329,600	375,800
	23	202,700	233,900	261,500	285,900	331,600	377,800
	24	204,200	234,900	262,300	287,800	333,500	379,900
	25	205,900	235,900	263,100	289,400	335,500	381,300
	26	207,200	237,100	264,300	291,100	337,400	383,100
	27	208,400	238,300	265,300	292,800	339,300	385,000
	28	209,500	239,400	266,300	294,600	341,200	386,600
	29	210,600	240,300	267,400	296,300	342,600	388,300
	30	211,700	241,500	268,800	298,200	344,400	389,800
	31	212,700	242,900	270,200	299,900	346,200	391,400
	32	213,700	244,100	271,800	301,600	348,000	392,900
	33	215,000	245,000	273,000	303,200	349,600	394,100
	34	216,300	246,200	274,700	304,900	351,400	395,500
	35	217,500	247,200	276,400	306,500	353,300	396,800
	36	218,700	248,400	278,100	308,100	355,100	398,000
	37	219,600	249,500	279,400	309,600	356,600	399,100
	38	220,600	250,600	281,100	311,200	358,400	400,300
	39	221,500	251,700	282,600	313,000	360,000	401,500
	40	222,400	252,600	284,100	314,500	361,600	402,600

41	223,300	253,400	285,600	316,200	362,900	403,400
42	224,100	254,300	287,300	317,800	364,000	404,200
43	224,900	255,200	288,900	319,400	365,200	405,000
44	225,700	256,100	290,400	321,000	366,400	405,800
45	226,600	256,800	291,900	322,000	367,400	406,200
46	227,500	258,100	293,500	323,500	368,300	406,900
47	228,300	259,300	295,000	325,000	369,300	407,400
48	229,100	260,500	296,500	326,500	370,400	407,800
49	229,800	261,700	297,800	327,900	371,400	408,200
50	230,700	263,000	299,300	329,300	372,400	408,500
51	231,600	264,300	300,800	330,500	373,500	408,800
52	232,300	265,600	302,300	331,600	374,500	409,100
53	232,600	266,600	303,800	332,600	375,300	409,400
54	233,400	267,800	305,200	333,600	376,100	409,700
55	234,000	269,000	306,600	334,600	377,000	410,000
56	234,700	270,400	308,000	335,600	377,900	410,300
57	235,200	271,300	309,100	336,100	378,400	410,600
58	235,800	272,500	310,300	337,000	379,300	410,900
59	236,300	273,700	311,500	337,800	380,100	411,200
60	236,800	274,900	313,000	338,600	380,900	411,600
61	237,300	275,800	314,200	339,400	381,300	411,800
62	237,900	276,900	315,400	339,800	382,000	412,200
63	238,500	278,000	316,600	340,300	382,700	412,500
64	239,100	279,100	317,900	341,000	383,400	412,800
65	239,500	280,100	319,100	341,600	383,800	413,000
66	240,100	281,100	319,900	342,300	384,500	
67	240,600	282,100	320,600	343,000	385,200	
68	241,100	283,100	321,300	343,700	385,700	
69	241,500	284,100	321,900	344,400	386,100	
70	242,200	285,200	322,600	344,900	386,600	
71	242,800	286,300	323,400	345,600	387,100	
72	243,400	287,300	324,000	346,200	387,600	
73	243,900	288,000	324,600	346,500	388,200	
74	244,500	288,500	324,800	347,100	388,700	
75	245,100	289,000	325,300	347,600	389,300	
76	245,900	289,900	325,900	348,200	390,000	
77	246,300	290,600	326,500	348,700	390,500	
78	246,800	291,200	327,000	349,200	391,000	
79	247,300	291,800	327,500	349,700	391,500	
80	247,700	292,300	328,000	350,100	392,000	
81	248,000	292,700	328,700	350,400	392,300	
82	248,400	293,200	329,200	350,800	392,800	
83	248,800	293,600	329,600	351,200	393,200	
84	249,100	294,000	330,100	351,500	393,600	
85	249,300	294,200	330,600	352,000	394,000	
86		294,400	331,000	352,300		
87		294,700	331,200	352,600		
88		294,900	331,600	352,900		

89		295,300	332,000	353,300		
90		295,500	332,400	353,600		
91		295,700	332,800	354,000		
92		295,900	333,200	354,300		
93		296,300	333,500	354,700		
94		296,500	333,700	355,000		
95		296,700	334,200	355,300		
96		297,000	334,500	355,600		
97		297,400	334,700	355,900		
98		297,700	335,000	356,400		
99		297,900	335,300	356,800		
100		298,200	335,600	357,200		
101		298,500	335,800	357,700		
102		298,700	336,100	358,100		
103		298,900	336,500	358,500		
104		299,200	336,700	358,900		
105		299,500	336,900	359,400		
106			337,100			
107			337,500			
108			337,700			
109			337,900			
110			338,300			
111			338,700			
112			339,100			
113			339,300			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	189,700	216,300	247,700	261,300	287,000	328,400

備考 1 この表は、薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるもの(管理職手当を支給する職にある職員を除く。)に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級又は6級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に6,000円をそれぞれ加算した額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する備考の2の規定の適用については、同備考の2中「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「6,000円」とあるのは「4,900円」とする。



高等学校等教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	177,400	220,700	276,200	339,400	423,800
	2	178,900	222,400	278,300	341,400	425,600
	3	180,600	224,000	280,600	343,600	427,400
	4	182,100	225,600	282,700	345,800	429,100
	5	183,700	227,300	284,800	347,900	430,500
	6	185,600	229,000	287,000	349,900	432,100
	7	187,500	230,200	289,100	352,000	433,900
	8	189,400	231,400	291,200	354,200	435,700
	9	191,100	233,000	293,200	356,000	437,400
	10	193,300	234,700	295,600	358,100	439,300
	11	195,300	236,200	297,900	360,100	441,200
	12	197,400	237,800	300,200	362,100	443,000
	13	199,400	239,200	302,200	364,000	444,800
	14	201,500	241,100	304,200	366,000	446,700
	15	203,700	243,000	306,000	367,800	448,500
	16	205,800	244,800	307,600	369,500	450,500
	17	208,100	246,400	309,300	371,200	452,200
	18	210,200	248,900	311,500	373,000	454,000
	19	212,400	251,300	313,700	375,100	455,800
	20	214,400	253,800	316,000	376,900	457,700
	21	216,600	256,100	317,900	378,700	459,300
	22	218,300	258,600	320,000	380,700	461,000
	23	220,000	260,900	322,400	382,400	463,000
	24	221,700	263,100	324,900	384,100	464,700
	25	223,300	265,200	327,200	385,600	466,400
	26	224,700	267,500	329,500	387,300	468,000
	27	225,900	269,900	331,700	389,100	469,700
	28	227,100	272,200	334,000	391,100	471,200
	29	228,400	274,300	336,000	392,800	472,700
	30	229,800	276,600	337,800	394,700	474,000
	31	231,200	278,700	339,800	396,600	475,400
	32	232,600	280,700	342,000	398,500	476,700
	33	234,000	282,700	343,800	400,000	477,900
	34	235,700	284,900	345,900	401,700	478,600
	35	237,400	287,000	348,000	403,400	479,300
	36	238,800	289,200	349,900	405,100	480,000
	37	240,100	291,100	352,000	406,300	480,600
	38	241,700	293,000	354,000	407,800	
	39	243,200	294,800	355,900	409,200	
	40	244,700	296,400	357,800	410,600	

41	246,000	297,900	359,900	412,200
42	247,300	300,000	361,900	413,700
43	248,500	302,000	363,900	415,000
44	249,600	304,000	365,900	416,400
45	250,700	305,700	367,800	417,800
46	251,900	307,700	369,800	419,100
47	253,000	310,100	371,700	420,600
48	254,100	312,500	373,600	422,100
49	255,100	314,700	375,400	423,900
50	256,400	317,100	377,200	425,300
51	257,400	319,500	379,100	426,900
52	258,700	321,900	381,200	428,400
53	259,800	324,100	382,900	430,200
54	261,000	326,000	384,700	431,700
55	262,200	328,000	386,500	433,300
56	263,400	330,100	388,000	435,000
57	264,500	332,100	389,400	436,500
58	265,300	334,100	391,100	438,000
59	266,300	336,100	392,700	439,200
60	267,200	338,100	394,300	440,500
61	268,100	340,000	395,500	441,700
62	269,100	342,100	397,000	443,000
63	269,900	344,100	398,400	444,300
64	270,700	346,000	399,700	445,500
65	271,700	347,900	400,900	446,800
66	273,100	349,900	402,200	448,000
67	274,400	352,000	403,500	449,200
68	275,600	354,100	404,800	450,400
69	276,800	356,100	406,000	451,700
70	278,100	358,100	407,400	452,900
71	279,400	360,000	408,800	454,100
72	280,800	361,900	410,000	455,300
73	281,900	363,700	411,300	456,400
74	283,100	365,600	412,800	457,100
75	284,200	367,400	414,200	457,600
76	285,400	369,400	415,500	458,100
77	286,800	371,100	416,700	458,600
78	287,900	372,800	418,000	
79	289,000	374,500	419,300	
80	290,100	376,100	420,700	
81	291,000	377,400	422,000	
82	292,200	378,900	423,300	
83	293,200	380,400	424,300	
84	294,200	381,700	425,500	
85	295,300	382,800	426,700	
86	296,400	384,200	427,900	
87	297,600	385,700	429,200	
88	298,600	386,900	430,200	

89	299,800	388,100	431,300
90	300,900	389,400	432,300
91	302,100	390,600	433,300
92	303,100	391,800	434,300
93	303,700	392,900	435,300
94	304,700	394,000	436,100
95	305,800	395,400	436,900
96	307,000	396,600	437,700
97	308,000	398,000	438,500
98	309,100	399,000	438,900
99	310,100	400,100	439,300
100	311,100	401,200	439,700
101	311,900	402,100	440,200
102	313,000	403,100	440,500
103	314,000	404,200	440,800
104	315,000	405,300	441,100
105	315,600	406,000	441,400
106	316,500	407,000	441,700
107	317,400	407,900	442,000
108	318,200	408,800	442,200
109	318,900	409,600	442,400
110	319,300	410,500	442,700
111	319,700	411,300	443,000
112	320,200	412,200	443,200
113	320,800	412,800	443,400
114	321,200	413,500	443,700
115	321,700	414,200	444,000
116	322,200	414,900	444,200
117	322,900	415,500	444,400
118	323,400	416,000	
119	323,800	416,400	
120	324,300	416,800	
121	324,800	417,200	
122	325,200	417,500	
123	325,700	417,900	
124	326,200	418,100	
125	326,800	418,300	
126	327,100	418,600	
127	327,400	418,900	
128	327,700	419,100	
129	327,900	419,300	
130	328,300	419,600	
131	328,600	419,900	
132	328,900	420,100	
133	329,100	420,300	
134	329,300	420,600	
135	329,500	420,900	
136	329,800	421,100	

	137	330,100	421,300			
	138	330,300	421,600			
	139	330,600	421,900			
	140	330,900	422,100			
	141	331,100	422,300			
	142	331,300	422,600			
	143	331,600	422,900			
	144	331,800	423,100			
	145	332,100	423,300			
	146	332,300				
	147	332,600				
	148	332,900				
	149	333,100				
	150	333,300				
	151	333,600				
	152	334,000				
	153	334,200				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		236,000	279,000	308,200	336,800	421,600

備考 1 この表は、次に掲げる者に適用する。

- (1) 高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手
- (2) 県立の中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師のうち、当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校に兼ねて勤務を命ぜられた者

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

中学校・小学校教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	177,400	193,900	276,200	304,000	413,500
	2	178,900	196,000	278,300	306,700	415,000
	3	180,600	198,200	280,600	309,500	416,500
	4	182,100	200,400	282,700	312,200	417,900
	5	183,700	202,400	284,800	314,300	419,200
	6	185,600	204,600	287,000	316,600	420,600
	7	187,500	206,700	289,100	318,700	422,000
	8	189,400	208,900	291,200	320,800	423,500
	9	191,100	211,100	293,200	322,800	424,900
	10	193,300	213,600	295,600	325,100	426,400
	11	195,300	215,900	297,900	327,500	427,800
	12	197,400	218,100	300,200	329,800	429,100
	13	199,400	220,700	302,200	331,800	430,400
	14	201,500	222,400	304,200	333,400	431,900
	15	203,700	224,000	306,000	335,400	433,300
	16	205,800	225,600	307,600	337,300	434,700
	17	208,100	227,300	309,300	339,400	435,900
	18	210,200	229,000	311,500	341,400	437,200
	19	212,400	230,200	313,700	343,600	438,500
	20	214,400	231,400	316,000	345,800	439,800
	21	216,600	233,000	317,900	347,900	440,900
	22	218,300	234,700	320,000	349,900	442,100
	23	220,000	236,200	322,400	352,000	443,400
	24	221,700	237,800	324,900	354,200	444,800
	25	223,300	239,200	327,200	356,000	446,100
	26	224,600	241,100	329,500	357,800	447,300
	27	225,700	243,000	331,700	359,500	448,300
	28	226,800	244,800	334,000	361,200	449,400
	29	228,300	246,400	336,000	362,900	450,700
	30	229,700	248,900	337,800	364,600	451,500
	31	231,100	251,300	339,800	366,200	452,300
	32	232,500	253,800	342,000	367,700	453,200
	33	233,800	256,100	343,800	369,200	454,100
	34	235,400	258,600	345,900	370,800	454,600
	35	236,900	260,900	348,000	372,500	455,100
	36	238,300	263,100	349,900	374,200	455,600
	37	239,500	265,200	351,700	376,000	456,100
	38	241,000	267,500	353,500	377,500	
	39	242,400	269,900	355,200	379,000	
	40	243,800	272,200	356,900	380,500	

41	244,900	274,300	358,600	381,700
42	246,200	276,600	360,400	383,100
43	247,500	278,700	362,100	384,500
44	248,800	280,700	363,800	386,100
45	250,000	282,700	365,500	387,300
46	251,200	284,900	367,200	388,900
47	252,400	287,000	368,700	390,500
48	253,500	289,200	370,200	392,000
49	254,500	291,100	371,500	393,200
50	255,800	293,000	373,000	394,700
51	257,000	294,800	374,700	396,200
52	258,000	296,400	376,200	397,500
53	259,000	297,900	377,500	398,700
54	260,300	300,000	379,000	400,000
55	261,500	302,000	380,500	401,100
56	262,700	304,000	382,000	402,300
57	263,600	305,700	383,300	403,500
58	264,700	307,700	384,700	404,700
59	265,600	310,100	386,100	405,900
60	266,500	312,500	387,300	407,100
61	267,300	314,700	388,200	408,200
62	268,400	317,100	389,400	409,200
63	269,100	319,500	390,600	410,500
64	269,700	321,900	391,700	411,800
65	270,200	324,100	392,500	413,100
66	271,200	326,000	393,600	414,200
67	272,700	328,000	394,600	415,400
68	273,700	330,100	395,700	416,500
69	274,800	332,100	396,700	417,500
70	276,300	334,100	397,700	418,800
71	277,700	336,100	398,800	420,000
72	279,000	338,100	400,000	421,200
73	280,100	340,000	401,100	421,800
74	281,300	342,100	402,200	422,600
75	282,400	344,000	403,300	423,400
76	283,700	345,900	404,400	423,900
77	284,700	347,800	405,300	424,200
78	285,800	349,600	406,200	424,600
79	286,900	351,400	407,300	425,000
80	288,000	353,200	408,300	425,400
81	289,000	355,000	409,100	425,700
82	289,900	356,700	409,900	426,100
83	291,000	358,400	410,600	426,500
84	292,000	360,000	411,400	426,800
85	292,900	361,300	412,200	427,100
86	293,700	363,000	413,000	427,500
87	294,700	364,500	413,700	427,900
88	295,500	366,000	414,400	428,200

89	296,600	367,200	415,000	428,500
90	297,500	368,600	415,700	428,900
91	298,400	370,000	416,200	429,200
92	299,100	371,300	416,900	429,400
93	299,500	372,600	417,300	429,600
94	300,200	374,000	417,800	
95	300,900	375,200	418,100	
96	301,600	376,300	418,400	
97	302,300	377,300	418,700	
98	303,100	378,300	419,000	
99	303,900	379,300	419,300	
100	304,600	380,300	419,500	
101	305,200	381,100	419,700	
102	305,700	382,100	420,000	
103	306,200	383,000	420,300	
104	306,600	383,900	420,500	
105	306,800	384,700	420,700	
106	307,200	385,500	421,000	
107	307,500	386,400	421,300	
108	307,700	387,400	421,500	
109	307,900	388,200	421,700	
110	308,100	389,200	422,000	
111	308,400	390,300	422,300	
112	308,700	391,300	422,500	
113	308,900	391,900	422,700	
114	309,100	392,800	423,000	
115	309,300	393,700	423,300	
116	309,600	394,600	423,500	
117	309,900	395,500	423,700	
118	310,200	396,200		
119	310,500	397,000		
120	310,800	397,800		
121	311,000	398,400		
122	311,200	399,200		
123	311,500	399,900		
124	311,800	400,600		
125	312,000	401,300		
126		402,000		
127		402,500		
128		403,100		
129		403,800		
130		404,400		
131		404,900		
132		405,400		
133		405,700		
134		406,000		
135		406,300		
136		406,700		

137			407,000			
138			407,300			
139			407,600			
140			407,900			
141			408,200			
142			408,500			
143			408,800			
144			409,100			
145			409,300			
146			409,600			
147			409,900			
148			410,100			
149			410,300			
150			410,600			
151			410,900			
152			411,100			
153			411,300			
154			411,600			
155			411,900			
156			412,100			
157			412,300			
定年前 再任用 短時間 勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		227,300	275,800	303,200	330,000	411,500

- 備考 1 この表は、中学校、小学校及び義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（高等学校等教育職給料表の適用を受ける者を除く。）に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。



## 別記第 2

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

### 第 7 条第 1 項の給料表

号給	給料月額(円)
1	382,000
2	431,000
3	484,000
4	547,000
5	624,000
6	729,000
7	851,000

## 別記第 3

一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例

### 第 5 条第 1 項の給料表

号給	給料月額(円)
1	404,000
2	466,000
3	529,000
4	612,000
5	712,000
6	812,000

### 第 5 条第 2 項の給料表

号給	給料月額(円)
1	339,000
2	374,000
3	402,000